

令和 6 年 2 月
盛岡広域環境組合議会定例会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 2 月 14 日（水） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1 号 令和 5 年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 2 号 令和 6 年度盛岡広域環境組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	野中靖志君	2番	田山俊悦君
3番	豊村徹也君	4番	村田芳三君
5番	庄子春治君	6番	関治人君
7番	高橋悦郎君	8番	柳橋好子君
9番	藤原治君	10番	日向裕子君
11番	堂前義信君	12番	山崎留美子君
13番	山崎邦廣君	14番	高宮一明君
15番	松山宗治君	16番	朽木元治郎君
17番	橋浦栄一君	18番	及川ひとみ君
19番	谷上知子君	20番	小川文子君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管理者（盛岡市長）	内舘茂君
副管理者（八幡平市長）	佐々木孝弘君
副管理者（滝沢市長）	武田哲君
副管理者（雫石町長）	猿子恵久君
副管理者（葛巻町長）	鈴木重男君
副管理者（岩手町長）	佐々木光司君
副管理者（紫波町長）	熊谷泉君
副管理者（矢巾町長）	高橋昌造君
副管理者（盛岡市副市長）	中村一郎君
会計管理者（盛岡市会計管理者）	長澤晋君
事務局長（盛岡市環境部長）	小原勝博君
事務局次長（盛岡市環境部次長）	森田晋君
総務課長	菊池与志和君
施設課長	藤原司君
施設課主査	中村晴光君

施設課主任

及川 忠君

職務のために議場に出席した者

書記長

菊池 与志和

書記

関 宏典

書記

藤原 成章

書記

金野 修

書記

小笠原 健介

会議内容

午後 2 時00分 開 会

◎議長（村田芳三君） これより令和6年2月盛岡広域環境組合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。これより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告をいたします。監査委員から例月現金出納検査の結果報告が3件あり、お手元に資料を配付してありますので、御了承願います。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席を指定します。新たに組合議会議員に2名の方が選出されたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

◎総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池総務課長。

◎総務課長（菊池与志和君） 議席番号、氏名の順に読み上げます。

13番山崎邦廣議員、14番高宮一明議員でございます。

以上でございます。

◎議長（村田芳三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、6番関治人君、7番高橋悦郎君の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

この際、今期定例会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今月の2月1日をもって、当組合は設置から1年が経過をいたしました。今年度は、4月の臨時会で御賛同を賜りました予算に基づき、各般の計画策定や調査を進めてきたところであります。

今後も新施設稼働に向け、各般の事業を進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

結びに、本定例会に提案申し上げております議案につきましては、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

◎議長（村田芳三君） 日程第4、一般質問を行います。

質問を許します。9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 議長。議席番号9番藤原治です。時間がありませんので、早速通告に従い、3点について伺います。

1点目です。ごみ処理方式の評価について、さきの定例議会の質疑において、ごみ処理方式の3次選考に際し、1つの方式に限定ではあったが、事業者からの技術提案に基づき明らかにしますとの答弁がありました。そのように、事業者からの技術提案や説明を受ける機会を議会及び施設整備検討委員会に設けるべきと考えますが、その見解について伺います。

2点目、残渣処理についてです。さきの定例議会の質疑において、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において協議していくとしながらも、現在は溶融にしても焼却にしても、灰が出てきた場合には民間委託をして処理、つまり最終処分場を使わなくても済むような方式を進めたいと考えているという答弁がございました。一方、焼却灰の外部委託と新たな処分場を整備して埋立てした場合の比較など、整理した上で示していければとの答弁もありました。この点も、議会及び施設整備検討委員会にしっかり提示すべきと考えますが、その見解について伺います。

3点目です。処分の実施主体についてです。処理方式によっては、民間委託し

なくてもよいし、新たな処分場を整備しなくても、現在の広域全体の処分場で間に合う可能性も出てくるのではないかと私は思っております。入り口と出口について、我々のほうでも、要は組合の当局側でも、当然セットで検討すべきものと思っておりますとの答弁もありました。盛岡広域環境組合から県央ブロックごみ処理体制検討協議会に対し、市町村の事務としているごみの最終処分に関することをこの一部事務組合が行う事務、つまり共同処理することに見直すよう結論を早急に出すべきと考えますが、その見解について伺います。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 藤原治議員の御質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理方式の選考に係る事業者からの技術提案についてであります。令和6年度には処理方式の2次選考の結果を踏まえて、事業者から技術提案、見積設計図書の提供を依頼することとしており、なるべく多くの事業者から提案を受けられるようにしてまいりたい、そう考えております。

提供を受ける情報については、各社の技術上や経営上のノウハウが含まれる可能性があるため、各社の競争上の地位など、正当な利益を侵害することのないよう、情報の取扱いには十分に留意をした上で、施設整備検討委員会において、委員の皆様にご慎重に御審議をいただくこととしているものであります。

検討委員会の審議状況につきましては、これまでと同様に議会にてお知らせをしております。

次に、焼却残渣の処分に係る比較検討についてであります。最終処分体制については、当組合の設置と併せ、構成8市町が締結した県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に基づき、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において検討を行うこととしております。新たな最終処分場の整備には、用地の選定を含め多くの検討期間を要することが見込まれることから、同協定においては、既存の最終処分場については可能な限りの延命化を図ること、また新たな焼却施設から生じる焼却灰は、資源化等の委託処理をすることにより、既存の最終処分場への埋立処分を行わない予定としているものであります。

ただし、不燃系のごみ処理過程で生ずる不燃性の残渣など、埋立処分が必要なものもあるため、新たな最終処分場の整備に係る検討は必要となりますことから、

焼却施設の整備と並行して協議会において検討を進め、その状況については議会にも御説明をしながら進めてまいりたいと、そう思っております。

次に、最終処分の実施主体についてであります。最終処分を当組合の共同処理事務とする場合には、構成市町議会の議決を経て、組合規約の変更手続が必要となります。最終処分については、検討協議会における協議、検討を踏まえて、共同処理することによる効率性や経済性、環境負担、各市町の事情などに留意し、各市町議会、住民の理解を得ながら進めていく必要があるものと、そう思っております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 1点目のごみ処理方式についてであります。業者からの提案を受けるといふことで考えているという答弁でございました。これは、いつから提案を受けるといふことなのでしょう。

また、私の質問は、議会にもということなのではけれども、議会のほうにはそれはないということでしょうか。その2点、まず伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） お答えします。

業者からの提案なのではけれども、それについてはまず施設整備検討委員会で令和6年の9月頃に最終選考を行う予定にしておりますので、それ以前に業者からは技術提案とか、そういう見積設計図書の提供を受けたいというふうに思います。

議会についての説明でありますけれども、これについては先ほども御答弁申し上げましたとおり、各社のいろんなノウハウとか、そういうものがありますので、全てお知らせするというわけにはいかないと思いますので、その範囲内で検討委員会の審議状況をお知らせするという形でお伝えしたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 3次選考、9月の予定、第6回の施設整備検討委員会の開催予定となっているのは、スケジュールから承知しておりますが、その間に、この間3回やりましたけれども、4回、5回と委員会がございます。検討委員会の方々、9月に結論を出すというスケジュールの中で、そのときにそういった検討資料を出されて、結論を出せるでしょうか。私は、無理だと思います。早めに検討委員会にしっかりした資料を出して、検討してもらう必要があるのではないのでしょうか。それについて御答弁願います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今お話しいただいたことについては、やはり委員の先生方に検討する時間が必要だと思いますので、できるだけ早めに業者のほうから資料を提供いただいて、それを委員の先生方にお示しして、検討していただくということが必要だろうと思います。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） ということは、今後の予定としては3月末に第4回、第5回が6月、第6回、これは一応3次選考として、そこで決定するというスケジュールになるのですが、第4回はまた別な課題があって、第5回も今の時点では別の協議の予定があります。少なくとも第5回までには、しっかりしたものを出すべきと思いますが、その予定として理解してよろしいでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） スケジュールのほうでいきますと、4回が3月頃、5回が6月頃というふうになっておりますので、6月までにというのはちょっと厳しいかもしれませんが、第6回の委員会は9月ということでありまして、9月まで少し時間がありますので、そこら辺りを含めまして、なるべく早めに業者のほうから頂戴して、それを委員の方々にもお示しするというふうにしたいと思います。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） それでは、そのように進めていただきたいと思います。

それでは、2点目の残渣処理についてです。ここでは答弁の中で、最終処分場の用地選定を含め、多くの検討期間を要することが見込まれるというふうに答弁をいただきました。当然施設を造るだけでも数年かかりますし、最終処分場となると、本当に住民合意とか場所の選定から、多くの時間を割くというのは想定されます。だからこそ、早めにスタートしなければおかしかったのではないかとおっしゃっているのですが、終わったことはしょうがないです。

これから最終処分場、令和14年に稼働するまでにきっちりと検討する必要があると思うのですが、先ほどの答弁の中では、既存の最終処分場への埋立処分を行わない予定としておりますというふうに、ほぼ結論づいた形になっているのですが、行わないで民間施設だけでやるという方向性は、もうほぼ決定しているような意味合い。ただし書は確かにありますけれども、予定はしていないものですと前段で言い切るのはどうかなと私は思うのですが、その点について伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） この件につきましては、組合が設立する以前から、いろんなところで方針を検討する中で、最終処分場の延命化とか、大事に使っていかねばいけないということは分かっていたので、なるべく焼却灰とかを既存のところには入れないようにしようということで、民間委託をして処理をするという方向を打ち出していたということになりますので、その方向で検討していきたいと思っております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 最終処分場には、かなりの労力がかかるというのはそのとおりですので、民間施設のほうに委託してやることにこしたことはないと思いますが、それにはかなりの費用がかかるでしょうし、私が聞いている限りで言いますと、資源化はもしかして県内にあるかもしれないですけども、処分場は県外という話も聞いております。この広域のこれぐらいの8市町、県と盛岡のごみを県外に出すという考え方は、本当に住民にとって納得できるものなのでしょうか。その辺の費用とか、そういったことも踏まえた上で、しっかり処分に関し

ては考えるべきかなと私は思います。安易に民間処理しますということではなく、広域8市町で、その中で自前の処分場をしっかりと造って、中で解決するということでなければ、納得できないのではないのでしょうかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 民間委託については、お話しのとおり費用がかかるというふうに思います。ただ、自前で最終処分場を整備するにも、かなりお金がかかるということは確かだと思います。

そして、最終処分場というのは、いずれは必要だというふうには考えております。それはなぜかといいますと、不燃残渣という燃やさないごみを、それを最初から埋め立てなければいけないというものがどうしてもありますので、そのために最終処分場はいずれ必要なのですけれども、焼却灰を処理するための処分ではないということで考えておりますので、焼却灰の処理については民間委託をして、資源化をして処理をしていただくということで考えているということであります。ですから、いずれは最終処分場にも幾らお金がかかるのかというのは、検討していかなければいけないと思っておりますけれども、現在のところはまだ着手はしていないというところであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 焼却灰の資源化の話と不燃残渣の話が今出ました。やはりここの中でしっかりやっていかなければならないという考えはお持ちの答弁だと思うのですが、そもそも残渣の量と焼却灰の量というのは全然違うのではないですか。どれぐらい違いますか。何十倍と違うのではないですか。圧倒的に残渣のほうは多くないですか。数字、今お持ちでなければ、正確なところはいいですが、絶対最終処分場は必要になってくるのではないですか。

◎事務局次長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局次長。

◎事務局次長（森田晋君） 処分場で埋立てをしているものの内訳、ストーカ炉を採用している盛岡地域で説明いたしますと、焼却灰と不燃残渣の比率が大体7、

3 ぐらいだったのではないかなというふうに認識しております。これも、焼却方式によってもまた変わってくるので、あくまでも参考ということになります。

以上でございます。

◎ 9 番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9 番藤原治君。

◎ 9 番（藤原治君） それでは、3 点目の処分の実施主体に移ります。慣例はあるわけですが、私は今の議論も含めて、広域で最終処分場について、前回もお話ししましたが、実施主体は広域であるべきだと思っております。先ほど、確かに組合規約の中でもしっかりうたわれているので、答弁の中では各市町村の議決を経なければならないという答弁はいただきました。それであれば、各議会で議決をして、早急に6月にでもして、早く主体を広域にしていかないと、一体的な議論はできないのでしょうか。私はそこについて、ぜひ組合のほうに求めたいと思っております。そして、組合から、質問にあるように、検討協議会のほうにしっかりその意見を言って、早急に一体化しなければならないと思うのですが、いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今のお話にありました最終処分体制につきましては、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定の中において、最終処分体制についても検討するということになっておりますので、今検討協議会というので議論しているという、担当者レベルでなのですが、最終処分については今後検討していくわけなのですが、その検討をする中で、やはり広域環境組合で最終処分についても担当するほうが良いというふうな結論が出たならば、それを各市町に持ち帰っていただいて、検討していただいて、それでやはり広域環境組合でやるべきだということになった場合には、各市町の議会に提案していくということが手順ではないかなというふうに今は考えているところでございます。

◎ 9 番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9 番藤原治君。

◎ 9 番（藤原治君） なぜ私がこだわるかというと、当然さきの施設整備検討委員会で、2つの方式には絞り込まれたわけですが、その焼却方式と熔融方

式、要はストーカ方式とシャフト方式では、残渣、焼却灰が大きく違うわけです。それが前にも言ったように、6倍なのか10倍なのか、正確なところは分かりませんが、それだけの量が違うということは、既存の最終処分場にも大きく影響するし、そこにはもう捨てないで、一切合財民間に委託するというような考え方に先ほどの答弁では受け止めるですが、でも最終的にはこの広域の中で最終処分場を造らなければならないという方針があるのであれば、そこに係る費用も含めた議論がこの検討委員会でなされなければ、その資料がしっかり検討委員会の皆さんに出て、残渣がこれくらい違うのです。単なる焼却施設の単価だったり、いろんなランニングコストだったり、それだけで議論されて答申がなされても、私は、はい、そうですかとは言えないです。ここにいる皆さんがどういうふうと思うかはあれですけども。今の議論のままで、単なる二重丸、丸、三角の記号だけの多さでこの間は決まったわけです。検討委員会、私傍聴しましたけれども。しっかりした金額とか、あれが出ていないです。検討委員の人も質問はしました。多い少ないというのは、額は幾らなのですか。項目ごとに比重が全く違うものを単なる二重丸、丸、三角で、数が多いですからこっちのほうがいいですと、そんな議論は私はおかしいのではないかと考えて傍聴していました。トータルで考えなければ、この大きなプロジェクトは禍根を残すと思います。今の検討委員会、せっかく専門委員会の人たちが議論してもらっているのですから、しっかりした資料を出して、いろんな角度から費用、それこそランニングコスト、CO₂のこともあるでしょう。いろいろあると思いますけれども、それらをしっかり議論してもらわないと、何のための検討委員会か、私としては理解できません。何とか一体的な議論をしていかなければ、せっかくやっている意味がないのではないかと私は思いますけれども、いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 先ほどちょっと御質問いただいた中で、次長のほうから7対3だという話をしたのですけれども、7が不燃残渣で焼却灰が3であります。それを補足いたします。

今御質問ありましたストーカ方式と熔融方式の焼却灰、処理量の多さなのですが、ストーカのほうからは焼却処理量の大体13%ぐらいが焼却灰として出

ると。溶融の場合は6%ぐらいです。2倍です。という知見があります。

そして、この前委員の皆様提供した資料なのですが、それについては現段階では定性評価ということで、定量評価、量的な評価はまだなのですが、それについては今度メーカーからの提案等を含めて出していただく。そうすると、金額とか、そういったところも出てくるかと思しますので、そういったものも含めてまだまだ今後検討していただいて、御意見をいただくという形になろうと思います。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） ただいま答弁あった13%、二十何%と、倍だという話ですが、実際にそこに入る、燃やす量の中で、大型ごみとか、いろんな破砕機を使ってやった場合もあるので、今の数字は本当にトータルでやった正しい数字ですか。私は、多分違うと思います。私以前調べたことがあるのですが、焼却施設、盛岡市さんのストーカ方式、矢巾さんと滝沢がやっている溶融炉方式、回収方式も違いますけれども、実際に持ち込んだものを破砕機でやったりして、燃やせるものを燃やしていったときの残渣は、この率ではないと私は思います。その辺のところもしっかり数字を出していただいて、検討委員会のほうに私は出すべきだと思います。そういうのも民間委託すると、処理量も変わるわけですね。民間委託するというふうに、もう一つの方法としてある。では、その額が幾らなのか。私は、必ずしもストーカ炉だけというふうには思っていないけれども、あとはシャフトのほうが、溶融炉が絶対いいというふうに結論づけているわけではないのですが、どっちがどれぐらいどうだというのは、やはり比較検討の資料をしっかりと出すべきだと思うのですが、その点についてはいかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員からお話しいただいたところで、若干私どもの把握している数字と議員さんのほうがおっしゃる数字と、ちょっと違いがあるので、そこについてはまた検証していきたいと思いますが、あとはなるべく比較の資料を提供するというところなのですが、今度民間企業から頂く資料の中には、焼却灰を処理するには幾ら費用がかかるのかということも含めて提案を

いただくということを予定しておりますので、そういった面でも、どんな提案があるか分かりませんが、例えば焼却方式の違いによって出てくる、単純なストーカ炉と熔融炉の2つの方式でのものがある、そうした場合に出てくる焼却灰の量はやっぱり違うわけですから、それに基づいて、民間委託で処理をした場合には幾らの費用がかかるといったような比較の資料も出てくるかもしませんので、そういったものが出てきた場合には、委員さんには当然提供して、比較検討していただくということができるだろうというふうに思っています。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治君。

◎9番（藤原治君） 次回の検討委員会において、資料が多分間に合わないでしょうけれども、今後こういったことも議論していくべきことが必要かどうか、検討委員会のほうにぜひ諮ってほしいのですけれども、その点を検討することについて答弁をいただきたいのですが、いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今委員から御提案といたしますか、お話ありました点については、申し訳ございませんけれども、今明らかにこうしますということをお答え申し上げることはできないと思いますので、検討させていただきたいというふうに答弁をさせていただきたいと思います。

それと、先ほど私、灰とそのほかの量の割合の、7と3の話をいたしましたけれども、申し訳ございません、逆でありました。灰が7で、その他が3ということとであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治君の質問を終わります。

次に、10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） 私のほうからは、大きく2つのことに関して御質問いたします。

1つは、ごみの分別に関する件。第3回の施設整備検討委員会におけるごみの分別に関する質疑の中で、新施設が稼働した場合は、盛岡市の受入基準に合わせていくことで調整しているとの事務局発言がございましたけれども、その意図は何を根拠に発言した内容なのかお伺いいたします。

2つ目でございます。処理対象廃棄物に関してでございます。処理対象廃棄物に関しては、どのような施設を選択するかによって、その種類も残渣の量も大きく異なってくるものと思われまます。また、焼却灰の処理方法も、外部委託するのか、あるいは新たな処分場を整備するのかなどで異なっておりまます。さらに、イニシャルコストやランニングコストなどの費用も最重要な事象の一つになります。このようなごみ処理の一連の処理を全て考慮に入れるべきだと思いまます、その点に関してお伺いいたしまます。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 日向裕子議員の御質問にお答えを申し上げます。

新施設の受入基準についてであります、当組合の設置と併せて、構成8市町が締結をした県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定において、「新施設で受け入れるごみは、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準の範囲を超えないものとする」とされていることから、協定の内容に沿って検討を進めているのであります。

次に、処理施設と処理対象廃棄物についてであります、処理施設については施設整備基本計画の策定に向けて、施設の規模、処理方式、環境保全対策などの施設整備の重要な事項について、施設整備検討委員会において審議を進めているところであります。当組合の設置と併せて、構成8市町が締結をした県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定においては、既存の最終処分場については可能な限りの延命化を図ること、また新たな焼却施設から生じる焼却灰は、資源化等の委託処理をすることとし、既存の最終処分場への埋立処分は行わない予定としているのであります。令和6年度に実施を予定しているプラントメーカーからの見積設計図書徴取の際に、焼却灰の民間委託処理についても情報提供を求め、焼却灰の処分に係るコストも考慮しながら、委員会における検討を進めてまいりたい、そう思っております。

また、処理対象廃棄物については、協定に基づき、新施設の受入基準は盛岡地域の基準の範囲を超えないこと、現在各市町が実施している分別、資源化の取組は原則として継続をすること、プラスチック類の分別、資源化については全市町で実施することとしているのであります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） 御答弁にあります、「盛岡市盛岡地域の施設の受入基準の範囲を超えないものとする」と、受入れのごみの件ですけれども、その答弁と、さきに示した盛岡市の受入基準に合わせていくことで調整していくとでは、意味合いが違うのではないかと思います、その点に関してお伺いいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 協定の、新施設は盛岡地域の受入基準に合わせるということについてですけれども、循環型社会形成推進地域計画の策定に向けた検討の中で、3Rを推進する、図る上で、基本的な考え方として、施設が立地する盛岡市盛岡地域よりも、焼却するごみの範囲が広がらないようにしたいという考えの下で8市町で合意し、地域計画のほうに位置づけて、さらに協定として締結したものでございます。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） ごみの範囲が広がらないようにということは、実際はどういうことですか。ごみの範囲が広がるということは、ではどういうことでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 分かりやすく言いますと、例えば今分別しているものを分別せずに焼却してしまうというふうに考えていただければいいと思いますけれども、いずれとにかく分別というか、資源化できるものはなるべく資源化して、焼却するものを減らしていきたい、減らしていきましょうというのが各市町の考えですし、組合の考えであるというところであります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） 要は、ごみの分別ということに関してということですね。それでは、そのごみの分別に関してちょっとお尋ねしたいのですけれども、ごみ

が分別されて、その行く末のところは調査なさったのでしょうか。いろいろ世の中のニュースを見てみますと、要は結局日本国内でも、分別されたものがうまくリサイクルできないために海外に行く、ところが海外でも、それがどうしようもないからまた戻ってくるというような事象もあります。その辺のところは、実際はどうなっているのでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 我々も、例えば盛岡地域の話をしていただきますと、瓶、缶、ペットであるとか、あとは古紙であるとかを集めて、そしてそれをリサイクル業者に渡して、あと容器包装プラスチックであれば協会のほうにお渡ししたりして再資源化を図るというふうなところをお願いしておりますし、そういうことで渡しておりますので、本当にその先、末端がどうなっているかまでは、分からないと言えれば分からないということになるかもしれませんが、資源化はなされているものというふう信じております。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） 藤原議員もお話ししましたが、本当は、要は入り口と出口をきっちりこの8市町の中で完結できなければおかしいと思っております。ならば、やはりその辺のところもきちんとお調べになって、いわゆる出口がどのように処理されているのか、その辺もきちんと考慮するべきだと思います。

それと、私が気にしているのは、イニシャルコストもそうなのですけれども、いわゆる施設のイニシャルコストの一番最初の費用もそうなのですけれども、ランニングコストがどのぐらいかかるのか、大ざっぱでも検討なさっていますでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） これまでも協議会とかでもですし、組合の計画でも、施設整備のイニシャルコストとランニングコストということで検討し、それぞれの段階に応じて公表をしているところでもあります。例えば令和4年9月の段階ですと、盛岡市議会で答弁をした際には、施設整備費、イニシャルコストについて

は342億ほどというふうにお話ししていますし、15年間のランニングコストですけれども、349億円ほどというふうに試算はしておるところでございます。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） その辺の具体的な数字は、例えばイニシャルコスト342億とおっしゃいましたが、それは何の施設を基にコストを出したのでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 令和4年9月の段階では、その当時の実勢の価格というのを調査をいたしまして、それを第三者に評価といいますか、確認していただいて、その上でイニシャルコストについては算出をしておりました。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） すみません、質問の仕方が悪かったみたいで、施設の種別は何を基準にコストを出したのでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 申し訳ございませんでした。ストーカ炉で算出しております。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） その当時はストーカ炉ということでしたが、まだ現在その施設は決まっておられません。そうであれば、ほかの施設のコストもきちんと出しておくべきものだと思っております。

それと、申し訳ございませんが、細かいことで失礼なのですが、ランニングコストにはどのようなものが含まれていますでしょうか。

◎事務局次長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局次長。

◎事務局次長（森田晋君） お答えいたします。

施設のランニングコストについて、主立ったものといましては、施設の維

持管理に係る人件費的な部分でありますとか共通管理経費的なもの、さらには施設の保全のための維持補修費、この維持補修費の部分というのが一番ウエートを占めてくるというふうなことで、そのような算定をしているということになります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） ランニングコストの中には本来は、当初はというか、いわゆる残渣も含めてですが、最終処分のは各市町で処分する、あるいはそこに持ち帰るといようなお話がございましたが、その辺のところはランニングコストには含まれていないという解釈でよろしいでしょうか。

◎事務局次長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局次長。

◎事務局次長（森田晋君） 失礼いたしました。今は、焼却施設そのもののといふふうなことでお話しさせていただいたところでもありますけれども、御指摘にありましたように、現在の計画では焼却灰については民間委託処理といふようなことになっておりますので、その分も別途経費としては含んでいるということでもあります。参考までにですけれども、ストーカ方式のほうで、もちろん500トン規模といふふうなことで以前算定したものと異なりますが、その際には焼却灰の処理委託料としまして15年間で75億円はかかると、ストーカの場合といふようなことで試算をしているということでもあります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） 何遍も申し上げますけれども、まだ施設の種類も決まっていない段階で、一方的にという言い方はちょっと語弊がありますけれども、1施設だけでコストの試算をするといふのはどうなのかと思いますが、その点に関していかがでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 先ほど1つ答弁が漏れたのですけれども、これまでは施設をどこに建設するかといふようなことを比較するために、まず一番最初は

事業費をお示ししたりしました。その後は、現在の施設用地を決めた後は実勢の価格でいくと、今幾らぐらいかというところで、その金額をお示ししたのが令和4年9月の議会でありました。今後民間事業者から提案を受けるわけなのですが、その中でいろんな、今度は具体的に検討していくための資料が出てくるというふうに我々は考えております。これまでは、事務局のほうで調査し、そして第三者に確認していただいたような金額をお示しし、大体金額はこのくらいですとか、用地を選定するに当たっては、比較した場合にはこちらのほうが有利だと思いうふうなことでの説明をしてきているということでもあります。すみません、繰り返しになりますけれども、今後民間事業者からの提案を受け、具体的にどうなるか、より具体的な数字としてそれが示されると思いますので、それを基に比較検討をしていきたいというふうに考えております。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） ぜひそういうふうにしていただきたいと思ひますし、検討委員会だけではなくて我々にも分かるような、本当に具体的な数字、いわゆる最終的なものまでも含めて、何度も申し上げますが、最初から、入り口から出口まで、この組合できちんと消化できるように、完結できるような形で考えていただきたいと思ひますが、その点に関してお尋ねいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 先ほどの答弁の繰り返しにもなるわけですが、メーカーから頂いた資料も出せるもの、出せないもの等があると思ひますので、そこら辺りを確認した上で、なるべくたくさん情報を皆様にはお知らせしていきたいというふうには思っています。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） ちょっとしつこ過ぎて申し訳ございませんが、出せるものと出せないものというのは、本来コストに関しては出せないものというのはいないのでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 議員おっしゃるとおり、基本的には金額とかというのは、開示されて構わないものだろうとは思いますが、そこに例えば技術であるとか、そういったものが入ってきた場合にはどうなるのかと、そこはメーカーさんに聞かないと分からないところがあるかなというふうには今思っているので、理念的に出せないものがあるかもしれませんというふうなお話をせざるを得ないなというふうに思っています。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子さん。

◎10番（日向裕子君） この事業というのは、本当に8市町に及びますし、それから長い期間のものでありますので、ぜひ最大限に開示していただき、検討していただきたいと思っております。

◎議長（村田芳三君） 答弁はいいですか。

◎10番（日向裕子君） はい。終わります。

◎議長（村田芳三君） 以上で日向裕子さんの質問を終わります。

〔「議長、休憩お願いします」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） では、暫時休憩します。

午後2時56分休憩

~~~~~  
午後3時00分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

質問を許します。7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） 議席番号7番高橋悦郎でございます。大きく2つについて質問いたします。

1点目です。循環型社会形成推進地域計画について伺います。今後八幡平市のごみ処理基本計画、令和3年から令和12年までの計画でもごみ減量目標を達成したとして、年間約6,192トンの燃えるごみが八幡平市から新しい焼却施設に運ばれることとなります。八幡平市の場合、広域の新しい焼却施設が稼働しますと、直ちに現在の焼却施設を取り壊す計画になっております。そして、その跡地に可燃ごみの中継施設が建設される計画となっております。この解体工事費、中継施設

建設費の負担はどうか伺います。

また、中継施設が完成するまでの間、2年間ありますが、可燃ごみは新しい焼却施設まで直接運ぶ計画になっておりますが、その運搬費用の負担はどうか伺います。

大きな2点目です。施設整備検討委員会の協議について伺います。新焼却施設の規模の変更について、今協議されております。その中で、構成8市町が策定しております一般廃棄物処理基本計画でのごみ減量化目標を達成した場合の数値を根拠にして、施設規模をこれまでの1日の処理量の459トンから438トンに変更が提案されております。検討委員会への提出資料では、この排出量は令和4年度の15万3,157トンから令和15年度は13万9,073トンへと、9.2%を削減すると説明しておりますが、その数値の根拠について伺います。

以上、お伺いします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 高橋悦郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

八幡平市の収集運搬中継施設等に係る事業費と財源内訳についてであります。循環型社会形成推進地域計画においては中継施設の整備費として8億3,300万円、既存施設の解体費として1億5,600万円の計9億8,900万円を見込んでおり、財源内訳は循環型社会形成推進交付金が約3億2,900万円、地方債が約5億円、市町による負担を約1億6,000万円と試算をしております。

次に、収集運搬中継施設整備期間中の運搬費用の負担についてであります。収集運搬距離が延びることにより、収集運搬費用が増大する市町の負担を8市町で調整し、分担し合うこととしており、当組合が当該調整の事務を共同処理することとして規約に位置づけております。収集運搬距離の延長により、市町間で負担の不均衡が生じないように進めてまいりたい、そう思っております。

次に、市民のごみの持込みへの対応についてであります。既存焼却施設の停止から収集運搬中継施設の整備終了までの間につきましては、新焼却施設への直接持込みはお手数かと存じますので、可能な限り地域のごみ集積場所に排出をしていただくよう協力をお願いしてまいりたい、そう思っております。

ごみ排出量を令和4年度比9.2%削減としている根拠についてであります。ごみ

排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策定をしている一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量、資源化の取組の推進によって算出をされた将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく製品プラスチック並びに容器包装プラスチックの分別収集及び資源化の取組を、新施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施をする予定でありますことから、プラスチック類の減量、資源化の成果も反映をさせ、ごみ排出量の推計値を算定した結果、ごみ排出量の推計値は、当初令和4年度比で6.6%減少する見込みとなり、459トンの施設規模としたところであります。

その後、一般廃棄物処理基本計画の策定過程で、ごみ排出量推計値を減少させる余地はないか検討したところ、本計画の計画期間である令和15年度を迎える前に、全ての構成市町の一般廃棄物処理基本計画の期間が終了となることを踏まえ、各市町において計画期間終了後もごみ減量化や資源化に関する施策を継続することにより、令和4年度比で9.2%の減量化が可能と判断をし、推計値の見直しを行い、438トンの施設規模としたものであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） それでは、大きな1点目について再質問いたします。

ただいまの管理者の答弁によりますと、金額も明らかになったのですが、既存の焼却施設を壊す際にこの事業主は各市町なのか、環境組合なのか、ちょっと確認したいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 既存の施設の解体につきましては、それぞれ持っているところの市町が担当するということになっております。ただ、その費用の負担については、8市町で調整をしていくというふうな話で今進めているということで、具体的にどれぐらいというのはまだですけれども、維持している施設を持っているところだけが費用負担することなく、みんなで負担し合うというふうな考えでいるところであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） 例えば八幡平市の場合は、既存の施設の解体費1億5,600万というふうに見積もられておりますが、これはどういうつくり方をしてこの金額になっているのかもちょっと確認したいのですが、ここで、この解体費用も含めて循環型社会形成推進交付金を使うとなっております。この交付金の条件というのがあります。例えば人口5万人以上の団体、面積でも400平方キロメートル以上の団体なり自治体が交付の対象になります。そうしますと、各自治体でこの交付金で事業をやったら、交付金は使えないというふうになってしまうのではないのでしょうか。これは、広域組合が事業主としてやるのであれば使えると思いますが、その辺はどうなのか伺います。

◎事務局次長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局次長。

◎事務局次長（森田晋君） お答え申し上げます。

循環型社会形成推進交付金の活用の対象ということになります。様々なそういった制約などもあることは存じておりますが、現在我々のほうで試算する中においては、既存施設を解体し、そしてその場所を中継施設として活用するというのであれば、これは交付金の対象になるということで試算してきているものでございます。

なお、今お話ありました人口要件、面積要件などといったようなことというのは、もちろん要綱の中には含まれて記載されているところではありますが、ただ同じく要綱の中では地域の状況、情勢等に応じて、交付金は柔軟に活用することができるといったような、そういう趣旨の記述もありますので、したがって我々が試算しておりますように、この財源が当該事業についても活用できると、そのように認識してきているものであります。

以上です。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） それぞれの旧施設の解体については、非常にお金がかかるわけですし、ぜひ先ほどの、プールにした上で負担を決めたいというお話もありましたが、その辺をきちっとやはり精査をしまして、議会にも示していただき



たいというふうに思います。非常に厳しい財政状況の中で、大きな負担になっていくものですので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それから、八幡平市の場合、旧焼却施設の建物の中に不燃物の破碎施設もあるわけですが、これがなくなってしまうと、中間処理ができなくなってしまうわけですが。その辺は、どのようにお考えでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員からお話ありました、破碎施設がなくなる、そのことについてまさに今検討協議会のほうで、いわゆる事務レベルで打合せをして、検討している段階であります。まだ中身については、一定の方向をお示しするほどまでいっていないので、ここでお話はできませんけれども、今まさにそういった話をしているところであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） どうもこの新しい焼却施設建設がどんどん先行しまして、それを補っていくといいますか、支障を来さないような状態をつくっていくのがどうも遅れていると言わざるを得ないのです。その辺についても、やはりきちっと方針を示して進めるべきだというふうに思いますので、この件についても早急に議会に示していただければというふうに思います。

それから、時間がないので、2点目について伺います。新しい焼却施設の規模の変更協議の中で、当環境組合の一般廃棄物処理基本計画では資源物を含む排出量で推計していますが、資源ごみを含む排出量ではなくて、可燃ごみの量でこれは推計をしていくべきではないかというふうに思いますので、その部分についてはどうなるか確認をしたいと思います。

それから、先ほどの管理者の答弁によりますと、各市町の一般廃棄物処理基本計画の推計を基にして策定したと、こういうお話でありました。しかし、今各8市町の一般廃棄物処理基本計画というのは、令和14年までつくっているところはありません。一番長いところで八幡平市、令和12年です。それ以外は、令和8年とか令和9年、ここまでしかつくっていないわけです。これは、何を推計して、どういう根拠のとおりつくられたのか、ちょっとそこを理解できないのですが、

いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 現在の一般廃棄物処理基本計画の推計については、あくまでも可燃ごみということで、資源物とかそういうものを除外しましたし、今後やられるプラスチックについても除外しまして、その上で可燃ごみとして残ったものがこのくらいということで算定をさせていただきます。

あと、推計といたしますか、各市町の一般廃棄物処理基本計画の計画期間のお話ですけれども、今お話しいただきましたとおり、今一番長いのは八幡平市が令和12年までであります。あとは、盛岡市が令和8年ですし、滝沢市令和6年、雫石町も令和6年、葛巻町が令和11年、岩手町が令和8年、矢巾町令和5年、紫波町も令和12年と、岩手・玉山環境組合が令和9年、盛岡・紫波地区環境施設組合が令和13年というふうになっております。このところを、目標年度まではそれぞれの市町の一般廃棄物処理基本計画を参考にしましたけれども、それ以降については、先ほど御答弁で申し上げましたけれども、それ以降もごみ排出量を減少させる余地がないかどうかというのを各市町の検討協議会の中で検討し、これまでどおり取り組んできた内容を、さらに令和15年まで継続をさせるということで推計してみたらどうだろうという話になりまして、それで推定した結果が9.2%の削減が可能だろうということになるというものでございます。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） これは、新しい施設の規模を決める大事なデータなんです。そういう推計の仕方によろしいのでしょうか。それぞれの自治体の分別状況は違います。ですから、そういうものはきちっと根拠をつくっていかないと、新しい施設の規模というのは決められないのではないですか。その辺は、もう一度精査をするべきだというふうに思います。

時間がありませんので、この件だけで終われないのですが、今日も資料で出ておりますけれども、広域組合の一般廃棄物処理基本計画、今私が質問した15年後の推計値もこの中で明らかにしているわけですが、この計画の中では、私何回も読んでみたのですが、構成8市町と連携をしてごみの減量化、そして資源化を進

めていくという部分が至るところでうたわれております。ちょっとだけ紹介します。計画書の22ページには、最近の国の動向ということで次のようにうたっております。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。本組合では、循環型社会形成推進地域計画を令和4年度に策定しているところから、循環型社会形成推進交付金の交付要件として、構成市町においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化に取り組むことが必須となっているというふうなことが書かれてあります。

さらには、23ページ、この上段には、可燃ごみ焼却施設の課題というところで、ここでもプラスチックごみの分別収集が大変必要だということで、8市町のそれぞれの地域と連携しながら進める必要があると。

まだほかにもあります。31ページにも、上段のところでリサイクル資源の分別の徹底というところに、ごみの分別が徹底されない場合には、資源化が進まないだけでなく、新ごみ焼却施設での適正処理に支障を来すおそれがあると。本組合では、構成市町と連携し、ごみの分別の徹底を呼びかけ、プラスチック類を含めたリサイクル資源の分別収集を推進します。こういうこととかもうたっております。

しかし、この計画書の中、初めのほうには、分別、資源化については構成市町がやるものだと、広域組合はその部分に関わらないというふうな表現をされております。どうも矛盾するような中身になってはいますが、これらについて見解を伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 広域環境組合の役割といたしましては、あくまでも可燃ごみの焼却処理がメインの仕事でありますので、これまでも8市町と協議をしてまいりましたけれども、分別であるとか、あとは収集運搬については各市町の役割として整理をさせていただいたところでもあります。とは言いながらも、環境組合も各市町に完全にお任せではなくて、一緒になってこういった方向、こういうふうになればより分別とか、焼却する可燃ごみが減るのではないかというふうなことをある程度といいますか、そういうのもしながら、これまで計画の策定を進めてきているということでもありますので、決して矛盾とかはしていないとい

うふうに考えております。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） やはり私は矛盾していると思います。つまりこの計画は、なぜこういう文章が至るところに出てくるか、これは循環型社会形成推進交付金を使う要件としてそういう中身が入っていないと、やはり交付の対象になっていないという部分があるのです。だから、至るところにこういう文言が入っていると。これは、国の交付金の要件、概要を示すところもあるのですが、この交付金の目的、これは市町村等が廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かした広域的かつ総合的な廃棄物処理リサイクル施設の整備を支援していくものだ。だから、大きな施設を造ってごみをどんどん燃やそうというのは、この交付金の目的ではないわけです。やはりごみの減量、資源化、これを最も大切にしたものに交付をするのだろうというふうなことになるわけです。だから、恐らくこういう国の目的があるために、計画の中にはああいうことが至るところに出てくるのではないかと、私はそう思って読んだのですが、どうでしょうか。やはり減量化、資源化、これが今最も大切であるし、これを最優先するというふうな考え方、これが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） これまでも環境組合の立場としてもですし、8市町との打合せといいますか、会議の場でも確認していくことは、やはり今議員がおっしゃったとおり、大きな施設を造ってどんどん燃やせばいい、そんなことは全く考えておりません。資源を分別できるものは分別し、そして焼却施設もできるだけ小さくしたいというふうに考えております。その結果として、今現在は438トンまで落とせるのではないかとというのが今現在の我々の結論としてお示ししているところであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） 私は、やはり新しい巨大な焼却施設を造るというのはまだ早いと思います。これは最後でありまして、ごみを燃やすというのは、ですか

ら今大切なのは8市町、広域の組合で、交付金の関係もありますし、起債の関係もありますから、まずはそういう減量化、資源化を全力で取り組んでいくということが求められているのではというふうに思います。

この施設の必要性については、施設が老朽化していると、建て直さなければいけないと、こういうのを声高に訴えてきたのも理解はしておりますが、ただちょっとここに資料があるのですが、今全国で1,162の焼却施設があるそうです。その焼却施設のうち、20年以上30年未満、これが417施設あるのです。ほとんど管内の8市町の施設は、20年以上30年未満の施設でございます。中には、全国には30年以上たつ施設も184施設、それ以上が28施設……時間になりましたけれども、ですからこういう交付金を使って、延命化を図ることも必要ではないかというふうに思います。最後に答弁願います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 延命化というお話ですけれども、これまでの管内にある焼却炉については、既に基幹改良などをやっておりますし、あとはそのほかにも年数がたてばたつほど修繕費というのは上がってきます。というところも踏まえて、現在例えば20年から30年、実際に新しい施設が建設される10年後ということになりますので、そうするともう40年に近くなる施設もあるというところを考えると、今からやはり準備をしていかなければいけないと思いますし、そういった延命化についても、基幹改良をするものについても、もう限度なのかなというふうに考えているというところであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で高橋悦郎議員の質問を終わります。

次に、18番及川ひとみさん。

◎18番（及川ひとみ君） 18番及川ひとみです。今回の質問4点について、施設整備の中から4点についてお伺いします。

私の質問は、市民や町民の方が疑問に思っている項目を取り上げました。まず1点目、広域化によって1か所で燃えるごみの焼却を行うこととなりますが、1日400トンを超える焼却施設の規模になります。また、各市町からごみが運ばれることとなります。運搬車両が増加し、交通量の増加も見込まれますが、環境負荷の低減について考えを伺います。

2点目に、地震や豪雨など、災害によってどんな状況になるかは予測できませんが、焼却場が稼働できない場合の想定はしているのでしょうか。

3点目、令和5年11月の広域環境組合議会での説明では、施設規模が459トンでしたが、令和6年1月11日第3回施設整備検討委員会では438トンに縮小されました。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）には、各市町の人口減少や可燃ごみが過去5年間減少傾向で推移していると書いてあります。各市町がこれから分別にもっと取り組めば、施設規模は減らせるのではないのでしょうか。

4点目、事業費の増額が見込まれていますが、各市町の取組をまず先に決めていけば、数値は変わるのではないのでしょうか。8市町の負担を試算して、検討すべきではないのでしょうか、お伺いします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 及川ひとみ議員の御質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理広域化による環境負荷の低減についてであります。県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想において、ごみ焼却施設の運転や収集運搬車両の燃料使用に伴う温室効果ガスの排出量の比較を行っており、既存6施設の建て替えよりも、1施設集約化することにより、排出量が削減されるものと見込んでおります。

次に、災害による施設停止時の想定についてであります。現在策定を進めている施設整備基本計画の基本方針として、防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設を掲げており、防災に優れた施設を目指していくこととしております。

また、国のごみ処理広域化に係る通知で示されている「地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムの強靱性を確保する」との方針も踏まえ、災害に強い施設整備を進めてまいりたい、そう思っております。

その上において、万が一の施設停止などに備えて、県内の処理施設との相互応援体制の構築に努めてまいりたい、そう思っております。

次に、ごみ分別による施設規模の削減についてであります。現在施設整備検討委員会において検討している施設規模については、プラスチック資源循環促進法に基づく容器包装プラスチック、プラスチック製品廃棄物の分別、資源化を8

市町の全域で実施するものとし、現状よりも分別、資源化の取組を進める前提により試算をしております。分別、資源化については、各市町の仕事であり、一般廃棄物処理基本計画において方向を定め取り組むものですが、例えば生ごみの分別、資源化について、構成市町全てにおいて位置づけられているものではなく、組合の一般廃棄物処理基本計画策定で直ちに分別に取り組むこととするのは困難と判断するものであります。各市町において、協定に定める資源化の実現に努めていただくとともに、分別の徹底を推進いただき、適正な施設規模を目指したいと存じます。

次に、8市町の負担についてであります。事業費は令和6年度に予定しているプラントメーカーからの見積設計図書の徴取の結果に基づいて算定し、施設整備基本計画に計上してまいります。

なお、各市町の負担につきましては、盛岡広域環境組合規約により、ごみ処理施設については供用開始の前日までは均等割10%、人口割90%、供用開始以後は利用割100%の割合で算定することとなっております。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみさん。

◎18番（及川ひとみ君） 環境負荷についての質問でしたけれども、私の考える環境負荷というのはちょっとまた違うと思います。盛岡市クリーンセンターが平成10年4月から稼働しているのですけれども、15年間の有害排出物濃度を盛岡市でも計算されたかと思います。平成25年度の実績で、ばいじんや硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素など、これらを15年間で計算したら100トンになったということが、数字がもし違ったら指摘していただきたいと思いますが、そのほかにダイオキシンやPM2.5もあると思います。1か所で大量のごみを何十年も燃やすということになれば、施設付近住民にその負担を負わせることになるのではないのでしょうか。そういった点で、私は環境負荷という質問をしたつもりです。

また、盛岡・紫波地区環境施設組合で収集運搬の委託業者にお聞きしたところ、可燃ごみを1日4回から6回往復しています。パッカー車18から19台、タイヤはすり減るので、年2回買い換えるということです。事業ごみは、そのほかまた別に運ばれますので、この走行のタイヤ、ブレーキによって粒子が落ちていく、土壌や川、海にまで流れている可能性もあります。1か所にごみを運ぶこと

の悪化が、もう既に予測されるのではないのでしょうか。その辺について、まずお伺いしたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員からお示しいただきましたクリーンセンターのことに關しての数量については、手持ちの資料がないので、ちょっと分かりませんが、どうしても焼却というのは1か所でやるわけなのですけれども、どのような影響が出るかということについては、現在進めております環境影響評価において改めて現状調査とかが入りますので、そこら辺りを調査し、その上で評価をいただいて考えていきたいなというふうに思います。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみさん。

◎18番（及川ひとみ君） 温室効果ガスの排出量の比較では、そういった点では1か所のほうが軽減されるということが答弁ありましたけれども、それ以外の部分では、本当に地域に私は環境の負担をかけるのではないかというふうに思っています。ですから、今日各市町の首長さん方、副管理者の方々が来ているので、その辺のところもよく考えていただきたい。1か所のところで燃やすことによって、その地域にどういう影響を及ぼすかというところを私は考えていただきたいと思います。

それから、先ほどの15年間で、平成25年のときに出された数字だと思うのですが、これは盛岡市議会のほうで答弁しているものなので、そこは確認していただきたいと思います。環境負荷については、そういう点でぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

それから、災害時の稼働のことなのですけれども、今能登半島地震でも焼却施設の稼働停止が起きています。石川県では令和5年5月5日に、能登地方地震で稼働できずに、仮置場に60トンのごみが積まれて、住民から火災にならないだろうかという心配の声もあったそうです。このときの対応は、余力のあるところに、焼却施設が動いているところをお願いするという対応でした。新潟県でも、今回元旦の地震によって稼働停止になって、現在復旧または1炉の運転というようなことが起きています。石川県では、244万トンに当たる被災のごみが出て、県全体



の7年分に当たる。こういったときに、現地で輸送距離が長くて作業効率が低下しているということが報道でも出ています。

こういったときに、1か所で本当に大丈夫なのか。どういう災害が来るか分かりません。また、耐震を強化するということも書かれておりますけれども、本当にどうなるか分からないときに、1か所ではリスクが大きいのではないのでしょうか。まず、その1点をお答えいただきたいと思います。

それから、私が今質問したのは、稼働できなくなった場合のことです。そのほかにも、大雨、いろんなことがありますけれども、災害や事故に備えた各種講習や訓練の強化について、これから検討されると思いますが、収集運搬するルート確保がもしできなくなった場合、またそういったときの対応の具体的な検討というのは、いつどの段階でするのでしょうか。今されているのかどうかお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 1か所ということのリスクのお話でしたけれども、我々もこれまで検討する中で、1か所でいいのか、複数のほうがいいのか、もちろん検討いたしました。その結論として、やはり盛岡広域については1か所でやりましょうというふうに判断をしたものであります。ですから、その際には、建設する際には、稼働停止にならないような強靱な施設を造っていこうということを目指しているというところであります。

そして、あともう一つ、収集とか、災害時の体制についてでありますけれども、これについては、基本的に収集運搬については各市町にやっていただくということです。広域環境組合においては、それについては未検討というふうにお答えしたいと思いますけれども、ただ広域環境組合だから、先ほども申し上げていましたとおり、各市町だからというのではなく、一緒になってどうすればいいのかということは、検討していかなければいけないだろうと思います。ただ、今段階で、具体的にいつどのように収集するのだというふうな検討は、各市町においても多分やっていないのではないかなというふうに思います。例えば盛岡の場合ですと、民間の協会と協定を結んでおりますけれども、具体的にいつどうするのだというふうな検討をしているわけではございません。

以上でございます。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみさん。

◎18番（及川ひとみ君） 今能登半島の教訓というものを、やっぱりシミュレーションしておく必要があるのではないかなというふうに思います。収集運搬は各市町ということでしたが、各市町で考えるべきであるのであればその辺も考えながら、本当に災害が起きたときに、1か所になったらごみはどうなるかというのを考えていただきたいというふうに思います。そういった点で、また災害が起きて、3.11の東日本大震災のときも各地で、盛岡・紫波地区環境施設組合でも災害ごみを引き受けました。そういったことで、また車の台数などが増える、この1か所のリスクというのは、災害が起きたときにさらに増えるのではないかなというふうに思いますので、リスク面を今から考えて、どうやっていくかということをしミュレーションしていただきたいというふうに思います。

また、分別への取組ということで、可燃ごみは先ほど来から各市町で取り組むのだということでありましたけれども、生ごみの減量に取り組めば減らせるのではないかなという質問が11月の議会の一般質問の中でもありました。重量換算だから重さを減らす、あと一絞りというような答弁をされていましたが、利用料金、各市町の利用割合ということで、その負担を減らすために各市町、ごみの減量に今からさらに取り組んでいったらば、稼働するときにはどうなるのでしょうか。大きいものを建ててしまっただけで失敗したとか、ごみの量は減っても、その維持費、管理費は同じようにかかるのではないのでしょうか。まず、その辺のところをお聞きしたいと思います。

また、生ごみは、紫波町は単独でバイオガス発電にする予定になっています。矢巾はちょっと分かりませんが、盛岡は生ごみを集めるのは難しいとなれば、盛岡市は今の旧都南地区の生ごみは燃えるごみになってしまいます。なってしまうというか、そういうふうに戻されるのでしょうか。大きいものを建てることとなりますけれども、大事なのは市民、町民のごみの分別、協力だと思います。細かいところを決めて、そしてそれを積み上げていって、建設費はこのくらいというふうにかかる、そして今度は出来高でこのくらいだからと各市町に割り当てているのでしょうか。今の大きいまま、そして先ほどの中継施設の関係やら何や

ら、収集運搬、何がどれくらいかかって、トータルで試算して、そして本当にそれが広域の目標である1か所で集約したほうが環境負荷が低減になる、ごみ処理経費の縮減になるのだと、災害に強い廃棄物の処理施設になるのだと、この目的が本当にそれに合っているのでしょうか。そこのところをもう一度考えていただきたいというふうに思います。

まず、これから稼働前にやらなければならないプラ容器の包装、そしてプラ製品の回収、資源化も決めなければなりません、それも各市町でということになれば、それらも含めた試算を各市町では本当にトータルしてみて、収集運搬どうなるか、そういったところでもう一度考えてみるのが今の時期ではないでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） いずれプラスチックとか、そういったものについては必ずやっていかなければいけないというものでもありますし、それぞれ各市町が減量をするということを目指しておりますので、その結果としてトン数が、焼却処理量が下がってくるわけですから、そして先ほどちょっと費用の話が出ましたけれども、8市町が結局一緒にみんな頑張れば、多分、割合ですので、結果は変わらないかもしれません。利用割ですので焼却処理量が一番多いところが一番多く負担しますし、一番少ないところは少なく負担するわけですが、そこで重量比というのが入ってきて、一絞りなどを一生懸命頑張って、重量を軽くしておいたところは利用割は安くなると思いますけれども、みんなが同じように頑張れば、その場合は結局変わらないというふうには思います。

ということで、いずれ一生懸命みんな今後もやっていただいて、そしてとにかく焼却処理量を減らしたいというのはみんな思っておりますし、その結果としての今一般廃棄物処理基本計画で出している推計の量ですので、この量を今度は過小に出したりして、もし焼却処理量に間に合わなくなったりすると、今度はまた御迷惑をおかけするというようなことになったりしますので、それもできませんので、今我々が本当にできることを前提にして積み上げというのはやっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

あとは、ちょっといろいろ質問されたのですが、都南のところのことに

つきましては、これは引き続き継続して、都南地域については可燃ごみに移るということはありませんので、引き続き生ごみとして収集しておりますので、それは継続していくというふうに考えているものであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみさん。

◎18番（及川ひとみ君） 一回にいっぱい言ってしまいまして、すみません。私は、本当は各市町は、もう少しいろんなことに取り組みたいのではないかなというふうに思っています。これから先、8年後、9年後ですか、稼働する、どんな世の中になっているかが想像つかないのだと思うのです。3年ぐらいだったら予想つくけれども、5年後はどうなっているのでしょうか。そういう分からない、先がちょっと不確かなところで、燃えるごみの大型のごみ焼却場を1か所にとというのは、時代に合わなくなってくるのではないかなというふうに思います。

今限りある資源を大事に使う、燃やさない、CO<sub>2</sub>削減、自然エネルギーの活用、時代がそういうふうの流れてきています。企業の資源回収も始まっていて、矢巾ではコンタクトレンズのケースや食器用スポンジ、歯ブラシ、メーカーによってはボールペンを回収して、企業もそのような方向になってきていて、分別の項目がどんどん増えるのではないかなというふうに考えられます。そういったことを考えれば、令和14年に稼働できる438トンのごみ焼却場、これは本当に時代に合わなくなるのではないかなというふうに思います。ぜひイメージを持っていただきたいなというふうに思いますけれども、そういった点での管理者からの答弁もいただきたいのですが、まず……。

それと、先ほど旧都南地区の生ごみは、燃えるごみになることはないと言いましたが、それはどういう仕組みでそうなるのかちょっと疑問なのですけれども、今やっている生ごみを堆肥にするセンターは、10年後はなくなるというふうに私は聞きました。紫波町は単独で、地球温暖化対策ですけれども、紫波町は生ごみはバイオガス発電にする、まだ矢巾は分かりません。都南だけどうやってそこが残るのがちょっと分からないのですけれども、その辺のところもお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長(小原勝博君) 今最後のところで都南のお話がありましたけれども、都南につきましては紫波、矢巾と一緒に盛岡・紫波地区環境施設組合が収集しているわけですが、堆肥化しているわけですが、それについては今施設が10年後はなくなるというようお話を言われましたけれども、確かに施設も老朽化してきているので、維持は難しいだろうというふうには考えております。ですが、その施設はなくなったとしても、例えば民間企業にそれを委託して資源化をするとか、そういった方法を今検討している。それは、環境組合ではなく、市町のほうで検討していただいているわけなので、そういった情報は聞いてはおりますけれども、そういった形で都南地域についても、生ごみを可燃ごみにするというようなことのないようにしていきたいというふうに思っています。

あと、議員からお話のあったいろいろ取り組めるのではないかと、分別項目が増えるのではないかとのお話がありましたけれども、これについては各市町とも話をしておりますし、今回この基本計画を策定するに当たり、コンサルのほうにおいて検討しておりますけれども、盛岡広域8市町では、結構もう分別は一生懸命住民の皆さんにやっていただいて、御協力をいただいてやっていただいていると思っております。これ以上分別を細かくしていけるかどうか、そして分別を細かくしたときに、それがどれだけの量で例えば大きく出るかどうか、焼却量、燃焼にどれくらい効果があるのかというふうなことも考えた結果であります。やはりなかなかこれ以上は、もし分別をして、大きく焼却処理量を減らすことができるのであれば、残っているのは議員がおっしゃるとおり生ごみだと思えます。ただ、生ごみを分別収集していくには、結構な市民の協力も必要ですし、収集運搬体制をどうするか検討も必要ですし、あとは一番盛岡が大きいわけなので、そこら辺りを実際どうやっていけばいいのか。そしてまた、しっかり分別収集したとして、今度はそれをどう処理するのか、その処理施設を今度は造らなければいけないということもあります。施設整備検討委員会では、メタンコンバインド方式というのを第2次選考では検討し、それについてはやはり費用対効果とか、いろいろなものもあるから難しいねというふうには検討結果としてはなっているというようなところですので、なかなか今後分別項目を増やしていくというふうなことは難しいのかなとは思っておりますが、議員がおっしゃったとおり5年後、10年後にどうなっているかというのは、確かに分からないところで

はあるというふうには思います。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみさん。

◎18番（及川ひとみ君） 今ごみの分別、生ごみは本当に難しいというお話がありました。ごみの分別は、本当に時間がかかって、今日町民に知らせてあしたできるということではなくて、やっぱりそこは蓄積、積み重ねでやってきているものですので、紫波町も最初分別をすごくやると説明会を受けたときに、面倒くさいとかいろいろありましたが、やはり今資源を大事に使うということ、なるべく燃やさない、そういったことから炉を傷めないとか、ほかの自治体では燃やさないでやっているところ、かなり分別進めているところもあるので、できなくはないのかなというふうに思います。生ごみの分別収集どうするかということもありますけれども、必ず機械に入れてとかということでもなく、やっぱり小さい単位で堆肥化するとか、工夫すればいろいろできることはあるのではないのでしょうか。ごみの処理に労力をかけて処理するというのではなくて、やはり自然に消えていくものも開発されています。そういったものを考えれば、まだまだ私は可能性はあると思いますし、1か所に建てて、その地域周辺の環境を悪化させるようなことを、またごみの分別がこの大型化によって、先ほど利用料、重量料金だけれども、減らしても、みんなが減らせばあまり変わらないのだというような話がありました。盛岡市が生ごみに取り組めないとなれば、盛岡市の負担が大きくなっていくのではないのでしょうか。

そういったことをいろいろ考えて、費用負担についてももう少し明確に、先ほど来から出ている、本当にこれに賛成して、1か所大きなものを建てて、そしてあとそれも出来高で、これこれこういうものを造ってこうだからということで進んでいって、そして市民や町民に説明がつくのでしょうか。そういった予算立てをしていいのかどうか、私は納得ができない状況です。ですから、鍵を握るのは各市町の副管理者の方々ではないかというふうに思います。広域連携をして、広域連携で話し合いをしながら、意見を聞きながら進めていくというのが管理者からの答弁に多くありますので、鍵を握るのは各市町の副管理者だと思いますので、ぜひお願いいたします。答弁、管理者からいただいて終わります。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） ありがとうございます。減量等の努力については、もちろんこれからも続けて、これはみんな共有の思いであるというふうに思います。私も管理者として、自分のまちの立場だけではなくて、考えていかなければならないと思っていますし、7市町の副管理者の皆さんとよく話し合っただけで結論を出していきたくないと、そう思っております。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみさんの質問を終わります。

次に、3番豊村徹也君。

◎3番（豊村徹也君） 5番目の質問の順番になって、かなりの部分が重複した質問になるかと思いますが、通告どおり質問させていただきます。

まず1番目、ごみの分別区分と処理量、処理方式について伺います。協定では、現在の分別区分を継続した上で、盛岡市盛岡地域における一般廃棄物処理施設における受入基準に合わせることを基本としております。協定に基づいた推定処理量と、分別方法が進んでいる地区に合わせた場合の推定処理量等を比較して検討する必要があると思われませんが、御所見を伺います。

また、ごみの種類、処理量によって処理方式の検討にも影響があると思われませんが、御所見を伺います。

2番目、県央ブロックごみ処理施設の概算事業費の変遷について伺います。本事業に係る概算事業費は、当初示されたものからその後何度か変更があり、市民からは分かりにくいものとなっております。ついては、当初の概算事業費から現時点の見込みまでを分かりやすく説明する必要があると思われませんが、御所見を伺います。

以上です。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 豊村徹也議員の御質問にお答えを申し上げます。

協定に基づく推定ごみ処理量と分別が進んでいる市町に合わせた場合の推定ごみ処理量の比較検討についてであります。当組合、構成市町はごみ処理広域化について、8市町の実情を踏まえて協議し、締結した協定に基づいて事務を進めており、協定に基づく推定ごみ処理量は一般廃棄物処理計画において推計をして

おります。

また、分別が進んでいる地区に合わせた場合の推定処理量については、協定締結後の構成市町等の協議において、ごみ減量の取組、資源化品目追加の方向について確認したところ、具体的な方向を示す市町がなかったことから、協定を超える分別は困難と判断し、それを前提とした推定ごみ処理量は算定しておらず、比較検討は行っていないものであります。

次に、ごみの種類、処理量によって処理方式の検討に影響があるかについてありますが、ごみの種類については協定において、「新施設で受け入れるごみは、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準の範囲を超えない」としており、種類による差が生じないものであり、処理方式の検討に影響を与えないものと考えております。

ごみ量については、一般廃棄物処理計画において推計し、施設整備検討委員会においても処理量を審議しており、導入実績数、稼働年数、二酸化炭素排出抑制、建設費、運営・維持管理費等の評価項目により評価し、ストーカ式または流動床式の焼却方式、シャフト炉式または流動床式のガス化熔融方式の2種類、各2方式のごみ処理方式を提案したところでございます。これらの処理方式は、様々な導入例があり、他市町において現に稼働している設備ですので、ごみの処理量によって処理方式の検討に直接影響を及ぼすものではない、そう考えております。

次に、概算の事業費についてであります。令和3年3月24日に開催をされた県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、新たなごみ処理施設の整備予定地を選定する際に、4候補地の比較検討のため、候補地ごとの概算事業費が試算されており、整備予定地である盛岡インターチェンジ付近の概算事業費について示されたところであります。

一方で、社会情勢の変化に伴う資材費高騰等により、施設整備費等が年々上昇してきていることから、実勢を踏まえた修正等を行うとともに、コンサルタントによる検証を経た上で、一部事務組合の設置に向けて組合事業費の精査を行ってまいりました。令和4年12月盛岡市議会定例会では、9月定例会において答弁があった組合事業費に、収集運搬費及び令和29年度以降に係る地方債の元利償還金の残高を含めた総額の見込みについての答弁があったところであります。

これまでは、各段階において概算事業費等の説明があったところでありますが、



内容については分かりにくかったものと思っております。

今後につきましては、令和6年度に予定をしているプラントメーカーから見積設計図書の徴取の結果を踏まえ、事業費の精査を行い、適正な事業費の検討を進め、これまでの経過を含めしっかりと説明をしてみたい、そう思っております。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也君。

◎3番（豊村徹也君） ありがとうございます。ごみの分別処理区分と処理量、処理方式については、当局の考え方は、私の前の議員の方々も同種の質問をしておりますので、当局の考え方は分かりました。しかし、多くの市民、町民の中には、これでは納得しないという方も多いと思われますので、また改めて別の機会でご伺いたいと思います。

2番目の概算事業費については、今後適正な事業費の検討を含め、これまでの経過をしっかりと説明してみたいという回答ですので、ぜひよろしくお願ひしたいということですが、この間配られた盛岡広域環境組合ニュース、これは非常にいいニュースだと思いますので、ぜひ議会の説明もしっかりとした上で、こういったニュースで、事業費が確定しなくても、今現在こういう段階ですよというようなことをやはり管内の市民、町民の方々に丁寧に説明していくことが必要だと思いますので、どうぞその辺の対応をよろしくお願ひします。答弁は要りません。

◎議長（村田芳三君） 以上で豊村徹也君の質問を終わります。

次に、5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 5番庄子春治でございます。まず第1点、ごみ処理基本計画策定について伺います。パブリックコメントの結果、先ほど示されましたが、このパブリックコメントの結果について、改めてどうだったのか伺います。基本計画への反対や見直しを求める意見、賛成、推進を求める意見はそれぞれ何件だったのか。見直し等を求める意見の主な内容と、それに対する管理者の見解をお示しいただきたいと思ひます。

次に、循環型社会形成推進地域計画との整合性も含めて、基本計画案の基本理念には、循環型社会、脱炭素社会の実現をうたっています。ならば、CO<sub>2</sub>の削

減へ徹底的な減量、資源化の推進があるべきであります。そういう観点から、まず最初にこの基本理念が計画でどう具体化されているのか伺います。

次に、本計画案で減量、資源化にどう臨むのか、ごみ処理量の推計の根拠について伺います。構成市町の減量化目標の達成を根拠にして、ごみ排出量9.2%減としていますが、それぞれの市町の令和4年度比での減量目標はそれぞれどうなっているのか伺います。そして、その目標は、県内及びそれぞれの自治体における地球温暖化対策計画における廃棄物処理部門での二酸化炭素削減目標、ごみ減量目標と整合しているのか、それと併せてお示しをいただきたい。

次に、盛岡市の場合、可燃ごみの約25%が資源ごみとなっている、そういう分析があります。また、可燃ごみの約半分近くが生ごみとなっている。他の市町ではどうでしょうか。それを徹底的に減量する目標や計画はありますでしょうか、伺います。

循環型社会形成推進地域計画では、プラスチック類の分別収集、資源化については、施設稼働までに各市町で実施するとなっていますが、今度の基本計画ではどうなっていますか。それは、どのように具体的に進んでいますか、伺います。

地域計画では、生ごみについて、葛巻町と盛岡・紫波地区環境施設組合の生ごみ処理は継続し、圏域内における資源化処理について調査研究を行うとしていますが、今度の基本計画ではどうなっていますか、伺います。

基本計画案では、事業系ごみについて、令和4年度比で2.5%減にとどまっています。事業系可燃ごみの大部分は、資源ごみであります。なぜこのように、事業系ごみの目標が小さい目標なのか伺います。

次に、施設整備基本計画策定について伺います。まず、処理能力について、第3回施設整備検討委員会で1日438トンとしましたが、ごみ総量のうち、資源ごみの分別の徹底、事業系ごみを減らせばさらに小さくすることができるのではないかと伺います。

処理方式について、第3回検討委員会では、ストーカ及び流動床の燃焼方式とシャフト方式及び流動床の熔融炉というものに絞られました。その2つの方式から、今度は何を基準に絞り込むのでしょうか。脱炭素を言うのであるならば、熔融炉は選択肢に入らないのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか、伺います。

次に、盛岡市は、昨今の建設事業費の高騰の影響下で、盛岡市の新市庁舎の規模縮小の方向だということが報じられました。当組合が建設しようとしている施設整備費への影響を現時点でどのように把握しているのでしょうか。現時点での試算はあるのでしょうか、伺います。

次に、公害防止基準について伺います。現盛岡市クリーンセンターの基準との比較ではどうでしょうか。規制基準はあくまでも濃度であって、規模が倍になれば、ばいじん、有害物質などの総量は倍になるのであります。そのことにどれだけの配慮がなされたものでしょうか、伺います。

大きな3点として、県央ブロックごみ処理体制検討協議会について。最終処分について、焼却以外の中間処理について、収集運搬の負担の調整について、それぞれの検討の進捗についてお示しをいただきたいです。

以上であります。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 庄子春治議員の御質問にお答えを申し上げます。

ごみ処理基本計画策定に係るパブリックコメントの結果についてであります。令和5年12月21日から令和6年1月15日までの期間において意見を募集したところ、延べ103名から360件の意見が寄せられたところであります。そのうち、一般廃棄物処理基本計画案に反対、賛成、推進を求める趣旨の意見はなかったものと捉えておりますが、計画案の見直しを求める意見は132件寄せられたところであります。

次に、計画案の見直しを求める主な意見につきましては、3Rの推進に関する事項、適切な施設規模、周辺環境に対する影響、気候変動、カーボンニュートラルに関する事項などが寄せられたところであります。

次に、それらの意見に対する見解と対応についてであります。組合のマスタープランとなる計画案に対し、構成市町の皆様から多くの御意見をいただきましたことから、よりよい計画とするための参考にしてまいりたい、そう思っております。寄せられた意見を基に、分別及び3Rの取組の推進、適切な施設規模の設定、環境負荷の低減、地球温暖化対策の項目において、計画案に反映をさせたところであります。

基本理念の具体化についてであります。基本理念は「広域化によるごみの適正処理を推進し、循環型社会の構築と脱炭素社会の実現に貢献します」としております。まずは、構成市町と連携を図り、ごみの減量化、資源化を進め、排出されるごみを適正に処理します。

また、新ごみ焼却施設においては、公害防止基準等の遵守に努め、周辺環境に十分配慮をし、環境負荷の低減を図るとともに、購入電気量の低減、プラスチック類の資源化、廃棄物エネルギーの活用などにより、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努め、脱炭素社会の実現に貢献してまいりたい、そう思っております。

次に、ごみ処理量の見込みの根拠についてであります。ごみ排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成8市町において策定をしている一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量、資源化の取組の推進によって算出をされた将来ごみ排出量を基に、新施設の稼働までに、全構成市町で実施を予定するプラスチック資源循環促進法に基づく製品プラスチック及び容器包装プラスチックの分別収集、資源化による減量、資源化の成果も反映して算定をした結果、ごみ排出量の推計値は、当初令和4年度比で6.6%減少する見込みとなり、459トンの施設規模としたものであります。

その後においても、ごみ排出量推計値を減少させる余地について検討し、本計画の計画期間である令和15年度を迎える前に、全ての構成市町の一般廃棄物処理基本計画の期間が終了となることを踏まえ、各市町において計画期間終了後も、ごみ減量化や資源化に関する施策を継続することにより、令和4年度比で9.2%の減量化が可能と判断し、推計値の見直しを行い、438トンの施設規模としたものであります。

また、計画目標年次である令和15年度における各市町のごみ排出量の令和4年度比につきましては、盛岡市6.7%、八幡平市19.3%、滝沢市5.6%、雫石町26.6%、葛巻町34.6%、岩手町23.5%、紫波町14.8%、矢巾町4.9%の減となっております。なお、各市町のごみ排出量の減少率については、各市町の人口動態による影響が大きいものと存じております。

各市町の地球温暖化対策計画の廃棄物処理部門での二酸化炭素削減目標及びごみ減量目標についてであります。地球温暖化対策実行計画事務事業編は全ての構成市町及び一部事務組合において策定されており、そのうち盛岡市、八幡平市、

葛巻町、岩手・玉山環境組合、滝沢・雫石環境組合及び盛岡・紫波地区環境施設組合が廃棄物処理部門での温室効果ガス削減目標を記載しております。

盛岡市が目標年度である令和7年度において、令和元年度比で2.3%減、八幡平市が目標年度である令和13年度において、平成25年度比で4.5%減、葛巻町が目標年度である平成28年度において、焼却処理に伴う重油使用に係る温室効果ガス排出量を平成11年度比80%減、岩手・玉山環境組合が目標年度である平成25年度において、施設運営に伴う温室効果ガス排出量を平成12年度比水準と同等以下に削減、滝沢・雫石環境組合が目標年度である令和13年度において、平成29年度比14%減、盛岡・紫波地区環境施設組合が目標年度である令和4年度において、平成28年度比5%減の温室効果ガス排出削減目標をそれぞれ設定しております。

また、二酸化炭素削減目標を達成するためのごみ減量目標については、盛岡市では一般廃棄物処理基本計画のごみ排出量の推計値を利用しておりますが、他の市町及び一部事務組合の計画では、具体的なごみ排出量の目標は示されていないところであります。

次に、盛岡市以外の市町での可燃ごみ中の資源ごみ及び生ごみの割合についてであります。盛岡市ではごみの排出時点での組成調査を行っておりますが、他の構成市町においては、同種の調査結果の公表はされていないものであります。

また、生ごみを減量する目標、計画についてであります。構成市町の一般廃棄物処理基本計画を確認したところ、生ごみの減量に係る数値目標を設定している例はありませんが、複数の構成市町の計画において、生ごみの分別徹底についての周知及び啓発、生ごみ処理容器や生ごみ処理機の購入費用助成による支援などの施策や、住民の役割として生ごみの堆肥化や水切りの励行などが位置づけられているところであります。

次に、プラスチック類の分別収集、資源化についてであります。組合の基本計画では、ごみの適正処理に関する基本的事項において減量化・資源化計画、リサイクル資源の分別設定の項目の中で、「本組合では、構成市町と連携し、ごみの分別徹底を呼びかけ、プラスチック類を含めたリサイクル資源の分別収集を推進します」と記載しているものであります。

次に、生ごみ処理、資源化処理についてであります。生ごみに関しましては、構成市町全てにおいて位置づけられているものではないため、組合の一般廃棄物

処理基本計画に直接的に記載することは困難と判断をし、計画においてはごみの適正処理に関する基本的事項における減量化・資源化計画、リサイクル資源の分別徹底の項目の中で、「現在、構成市町で実施をしている分別収集・資源化の取組は、原則として継続するものとします」と記載しているものであります。

次に、基本計画案では、事業系ごみについて、令和4年度比2.5%減にとどめているが、なぜこのように小さい目標なのかの根拠についてであります。事業系ごみ排出量の推計値の算定に当たっては、構成8市町において策定をしている一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量、資源化の取組の推進によって算出をされた将来ごみ排出量に基づく推計を行ったものであります。

次に、処理能力についてであります。施設規模は、一般廃棄物処理基本計画のごみ排出量を基に推計をしております。同計画では、令和15年度の資源を除く家庭ごみの1人1日当たり排出量を令和4年度比で14%削減することを見込んでおり、家庭ごみの排出量削減に加え、可燃ごみ等の中に含まれる資源の分別排出率の向上も見込んでいるものであります。

事業系ごみにつきましては、構成市町が策定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量、資源化の取組の推進によって算出をされた将来ごみ排出量に基づき推計をしております。構成市町等の協議においてごみ減量の取組、資源化品目追加の方向について確認をしたところ、具体的な方向を示す市町がなかったことから、本計画の策定時点においては各市町の計画を超える減量は見込まれないものであり、現在検討している1日当たり438トンとは適正な施設規模であると、そう考えております。

次に、処理方式についてであります。施設整備検討委員会における処理方式の選考においては、施設整備に係る基本方針である周辺環境の保全と安全、安心に配慮した施設、廃棄物エネルギーを有効活用し、カーボンニュートラル社会に貢献する施設、地域づくりに寄与する施設、防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設、経済性、効率性に優れた施設の5つの視点に基づく評価項目により審議検討を行い、第3回検討委員会における第2次選考において、ストーカ式または流動床式の焼却方式、シャフト式または流動床式のガス化熔融方式の4方式に絞り込みを行ったものであります。

令和6年9月頃に予定をする第3次選考においては、発電、売電量、二酸化炭

素排出量、発生する残渣など、プラントメーカーからの見積設計図書の徴取の結果も考慮しながら、引き続き検討委員会において、5つの基本方針に沿って審議検討を進めてまいります。

次に、事業費の見直しについてであります。最新の施設整備事例に基づく新たな事業費の試算は行っていないところでありますが、令和6年度に予定をするプラントメーカーからの見積設計図書の徴取の結果を踏まえて、事業費を精査してまいります。

次に、公害防止基準についてであります。第3回検討委員会で検討された新施設の排ガスに係る自主規制値の案は、盛岡市クリーンセンターよりも施設規模が大きくなることも考慮し、全国的にも厳しい自主規制値となっている同センターと比べて、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類の規制値をさらに引き下げる内容としております。

施設整備の基本方針である周辺環境の保全等、安全、安心に配慮した施設を目指して、公害防止基準や煙突高などの環境保全対策について、知識経験者の知見を取り入れながら、引き続き検討委員会において慎重に審議検討を進めてまいります。

次に、県央ブロックごみ処理体制検討協議会の検討の進捗についてであります。これまでに担当課長等で構成する幹事会を7回開催をしており、令和5年度は焼却以外の中間処理体制に係る検討を優先して進めることとして、圏域内の不燃、粗大ごみ処理、瓶、缶、ペットボトルやプラスチック類の資源化処理の体制に係る方針の取りまとめに向けて協議を重ねているところであります。

また、最終処分体制については、将来の最終処分量、圏域内の最終処分場の残余容量などの基礎情報の整理を行っており、令和6年度に予定する具体的な検討に向けた準備を進めているところであります。

なお、可燃ごみの収集運搬に係る負担調整については、組合が構成市町間の調整を行うこととしており、その調整の方法等については、今後新施設での可燃ごみの受入れに向けて協議をしていくものであります。

失礼いたしました。ごみ排出量の令和4年度比についての先ほどの答弁ですが、滝沢市について5.6%と答弁をいたしました。訂正をさせていただきます。

◎議長（村田芳三君） あらかじめ申し上げます。会議時間は、会議規則第9条第1項で午後5時までと定められておりますが、会議が5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長します。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 御答弁ありがとうございました。最初に、パブコメについて伺いたいと思います。

見直しを求める意見が132件あったということで、それらについては計画書に反映させたと御答弁がありました。主な反映内容、どのように反映されたのか、特徴的な反映点を伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 寄せられた意見に基づき、計画案に反映した部分について、具体的にどのように反映したのかということでもありますけれども、寄せられた意見の大部分につきましては、自区内処理や分散処理、既存施設の活用をめぐる意見や住民合意が取れていないなど、ごみ処理広域化に関する趣旨の内容でありましたが、その中でも計画案へ反映すべきと判断した5項目について反映をさせたところであります。1つ目は、ごみ処理広域化により、現在各市町で行っている分別収集、資源化の取組を後退させるのではないかと。3R、減量、資源化の取組を推進すべきとの意見を受けまして、現在構成市町で実施している分別収集、資源化の取組は原則として継続するものとしますというのを加筆いたしました。

2つ目です。過大な施設規模となり、施設整備費が増えることへの懸念、ごみ処理量の推計への疑問の意見を踏まえまして、施設規模の設定に当たっては、本計画の将来ごみ処理量の推計に基づき検討していく旨を加筆いたしました。

3つ目です。施設整備予定地における周辺への環境影響を懸念する意見が多数寄せられたことから、環境負荷の低減の項目を周辺環境に十分配慮する旨の文章に修正をいたしました。

4つ目です。ごみへの関心、理解を促す啓発や啓蒙をすべきとの意見を踏まえまして、減量化・資源化計画の意識啓発・情報提供の項目に食品ロスの削減の文



言を追加いたしました。

5つ目です。気候変動対策、2050カーボンニュートラルに逆行するとの意見を受けまして、環境負荷の低減の項目から地球温暖化対策の部分の記述を分離させ、新たに地球温暖化対策の項目を追加し、文面を精査し、加筆いたしました。

以上であります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 今回の御説明の中で、例えば分別に徹底、減量に徹底すべきだと、後退はないかということについて、今の分別を各市町で継続すると、ということが追加されたということなのですけれども、やっぱり広域化による問題については、私は根本的な見直しにはなっていないのではないかなど。これをもう少し早く、先ほど全協で資料を頂きましたけれども、もっと早くこれを示していただければ、もっといい議論になったのかなと思います。私は見直しを求めるパブリックコメントについては本質的な回答にはなっていないというふうに、一元して言わざるを得ないというふうに思います。

それから、ごみ処理の目標、推計についてですけれども、今お答えあったように8市町の目標には、自治体の規模の差もありますから、その数字だけで一概に比較はできませんけれども、しかし令和15年度時点での推計の目標でいいますと、一番大きい葛巻が34.6%、から4%台、5%台と大きな差があるのです。各自治体ごとにもかなり違いがある。人口の見通しによるものだと答弁ありましたけれども、決してそうではないのです。例えば紫波町は、この計画書に出ている人口減は計画期間の中で96.2%、ですからマイナスで3.8%ぐらいの減に対して、紫波町の目標は14.8%なのです。その一方、盛岡は、6.7%の人口減を見込んでいます中で、まさに6.7%のごみ減量目標なのです。人口規模にもよりますけれども、このように非常に大きな差がある。それを一緒くたにして、集めて燃やすということがいいのかということが1つありますけれども、ここにはさらに各自治体あるいは組合全体として、減量、資源化に取り組むべき余地が大きく残されている。そこを挑戦しないで、各市町がこういう目標だからそれはまとめてこうだということでは、やはり冒頭に申し上げた循環型社会形成推進地域計画、こういう減量、資源化をまず行うという、今日のごみ処理の基本的な考え方から後退した

ものになっているのではないかというふうに思います。その点、非常に不十分であるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。この点が1つ。

もう一つ、事業系のごみについて、2.5%の減というふうに出ています。実は、平成30年から今日まででかなり減っているのです、事業系ごみ。そして、盛岡でも、事業系ごみの減量目標に対する具体的な取組でかなり成果を上げるという点からいえば、平成30年との比較だったかな、5年ぐらいで約1万トンぐらい減っているのです。ところが、今後の10年、十数年でたった5,000トンぐらいしか減らないと、2.5%。こういう計画で本当にいいのかと。これを各市町の計画を積み上げたただけだと、今そういうごみ行政でいいのかということが問われていると思います。この見直しを求めたいと思いますけれども、いかがですか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員からお話ございましたけれども、我々も考えるところは同じ、ほかの議員さんへの答弁とも重なりますけれども、我々環境組合もですし、各市町も目指しているところは変わらない、ごみをとにかく減量し、可燃ごみというのは、燃やす量は幾らかでも少なくしたいということは間違いないところであります。それに向かって進むわけなのですけれども、大きく減らす余地が残っているのではないかというお話もありました。それについては、このように考えているのですけれども、今はまだ分別が徹底されていないという余地があるのではないか。ですから、そこら辺りを、市民、町民の皆さんには厳しいことかもしれませんが、もう少し資源の分別とかの徹底を頑張っていただくということ、それを啓発するのが我々や市町のやるべきことなのかなというふうに思いますので、基本計画を現在策定中なわけですけれども、進むべき方向は間違っていないというふうに考えておりますので、その考えをより徹底させて、可燃ごみを幾らかでも減量を進めていくということをやりたいと思います。

あとは、事業系のごみなわけですけれども、事業系ごみにつきましては、本計画における基準年、コロナ禍の影響を受けまして、事業系ごみが非常に減少しているというところがあります。今後事業者の経済活動が戻ってくるのではないかというふうなことも考えてはいるわけなのですけれども、現在のところ事業系については全国的な傾向もですし、盛岡市でも、盛岡市だけではないと思いますけ

れども、戻ってきていないというところですので、事業系ごみの目標が少ないのではないかというふうな話になるかもしれませんが、決してそうではなく、このままの量で適正ではないだろうかなというふうには考えているところであります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 減量等について、分別のさらなる課題等について、各市町から手が挙がったということですけれども、やっぱりそこに実は組合と各自治体とで、ごみ行政全体の中で役割分担しているところに大きな問題があるのだと思うのです。やっぱりごみ処理というのは、何を資源にして、何を集めて、どう処理するのか。それを集めて、どう中間処理をして、最終的にどうするのかと。つまり川上から川下まで、一貫した方針があって私は進むのだと思う。ところが、組合の場合、焼却だけ請け負うということになって、分別、収集は各市町だよということになっているから、私はそういう問題が出てくるのだろうというふうに思うのです。よしんば、広域が最も効率的だということであるならば、広域全体として最もごみ処理の効率化というのは減量なのです、資源化なのです。この減量、資源化が進めば、環境負荷も低減される、施設規模も小さくなる、当然財政も縮小できる、そこにあるのです。ところが、それを描けないというのが、私は広域化の決定的な弱点ではないかというふうに思うのです。現に組合の規約がそうであるならば、少なくとも分別の共通化、それから減量目標を、やっぱりきちんと今日のこの時代に応じたような目標をしっかりと掲げた計画にして進めるべきではないかというふうに思います。そういった点では、9.2%というのはあまりにも問題があると。事業系で2.5%というのも問題があると。徹底的な見直しをしていただきたいと思えますけれども、再検討できませんか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員からお話ございましたけれども、広域環境組合では焼却処理だけ、各市町ではそれぞれ収集を役割分担してやるということが問題ではないかというお話ではありましたけれども、我々といたしましては検討協議会というのをつくって、常に環境組合と各8市町が連携して、毎月のように

打合せをしながら、どうやったらいいものができるのかというのを検討しておりますので、やり方とすればこういうやり方も正しいだろうというふうに思っております。ただ、広域環境組合が例えば全部引き受けて、それをただ計画をつくらせて、各市町にやってください、お願いしますよと言って、それで各市町がそのとおりに、環境組合の指示のとおりに動いてくれるかということ、それもなかなか難しいだろうと思いますので、やはり共に、一緒にやっているということが私は大事だというふうに思っております。

9.2%と2.5%の見直しというお話ではありましたけれども、これについては既にパブコメとかはやったわけですがけれども、計画としてはもちろんこれで進んでいくことになるだろうというふうには思いますけれども、今後もやはり計画にこだわらずに、もっと削減できる余地はないのかとか、そういったところはこれからも検討し、できる場所があればそれはやっていくという姿勢がみんなで取り組んでいく上で大事だというふうに思っております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 時間も来ておりますから、もっといろいろしゃべりたいのですがけれども、先ほどの議論、あるいは施設整備検討委員会の中でも、最終処分場をどうするかという議論があった。これは、最終処分も一緒にやるということであるならば、入り口から一緒にしなければ駄目なのです。何を集めて、何をどう資源化に回し、何をどう中間処理するのか、これがばらばらで最終処分場だけしよう。これは、ごみ処理行政の一貫性から見ると問題が残るわけですから、それらも含めてやっぱりきちんと議論していただきたいというふうに思います。

最後に、施設の処理方式について伺います。先ほど5つの基本方針に基づくと言われておりましたけれども、周辺環境の保全、安心、安全、カーボンニュートラル社会への貢献、地域づくりに寄与する施設、防災、環境学習などの付加価値に優れた施設という5つの基本が出されましたけれども、私はそのうちの3つは、どの方式を取っても同じだと思うのです。残るのは、カーボンニュートラル、それから経済性、ここにあるというふうに思いますが、最後にその点についての見解を伺って終わります。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 5つの項目のうち、2つが今後の検討の重要なポイントではないかなというお話でしたけれども、それについてはまさにそのとおりでと思います。やはり経済性の評価とかは、市町の財政運営にも非常に関わってくる点でもあります。また、カーボンニュートラルについては、今の世の中の流れでは必ず考えていかなければいけないというところだと思いますので、そこら辺りを踏まえて委員会のほうで審議をしていただき、意見をいただいて、そして最終的に環境組合において決定をしていきたいというふうに思います。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治君の質問を終わります。

日程第5、議案第1号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号資料の1ページをお開き願います。議案第1号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」です。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額1億9,309万4,000円から歳入歳出それぞれ1,867万3,000円を減額し、1億7,442万1,000円にしようとするものです。

次に、歳入につきましては、1、歳入内訳を御覧願います。第1款分担金及び負担金につきましては、主に令和5年度の決算見込額に基づく歳出予算の減額に伴い、市町負担金を1,935万6,000円減額しようとするものです。

第3款繰越金につきましては、令和4年度盛岡広域環境組合一般会計予算決算剰余金を整理し、200万3,000円を増額しようとするものです。

第4款諸収入につきましては、令和5年7月31日に解散しました県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の令和4年度決算剰余金の受入れにより、48万円を増額しようとするものです。

第5款組合債につきましては、基準点設置及び現地測量等の事業費の減額に伴い、180万円を減額しようとするものです。

次に、資料2ページをお開き願います。歳出につきましては、2、歳出内訳を御覧願います。第2款総務費につきましては、主に端末の賃貸借及び会計等のシステム構築に係る契約差金並びに構成市町から派遣されております職員の人件費負担金の決算見込みに基づき、1,350万1,000円を減額しようとするものです。

第3款衛生費につきましては、主に基準点設置及び現地測量等業務委託等の事業費の決算見込みに基づき、533万7,000円を減額しようとするものです。

第5款公債費につきましては、一時借入金の最高額を予算に定めることから、これに対応する利子償還金を予算計上し、16万5,000円を増額しようとするものです。

次に、議案1ページをお開き願います。第2条、地方債の補正につきましては、既に御説明いたしましたとおり対象事業費が減額しましたことから、限度額を2,720万円に変更しようとするものです。

第3条、一時借入金の補正につきましては、年度末における資金需要に備えるため、一時借入金の最高額を5,300万円としようとするものです。

次に、議案10ページをお開き願います。こちらの表は、先ほど歳入で御説明いたしました負担金の減額分を人口割、均等割の区分で構成8市町ごとに割り当てた表ですので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号資料の1ページをお開き願います。議案第2号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計予算」です。第1条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2億6,638万5,000円に定めようとするものです。

次に、（1）、歳入でございます。第1款分担金及び負担金につきましては、市町負担金を2億47万円計上しております。

第2款国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を4,527万7,000円計上しております。

第3款繰越金及び第4款諸収入につきましては、複写機利用料収入等を計上しております。

第5款組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債を2,060万円計上しております。

次に、（2）、歳出でございます。第1款議会費につきましては、定例会2回及び臨時会1回に係る経費を112万6,000円計上しております。

第2款総務費につきましては、構成市町より派遣されております職員10人分の人件費負担金8,985万円のほか、事務局の管理運営に係る経費を1億473万円計上しております。

第3款衛生費につきましては、施設整備に係る業務委託等の経費を1億5,878万1,000円計上しております。

資料2ページをお開き願います。2、施設整備に係る主な事業についてです。

令和6年度の施設整備に係る主な事業といたしましては、ごみ処理施設の整備に係る基本計画の策定、岩手県条例に基づく環境影響評価の実施に伴う現地調査、PFI等の事業方式に係る導入可能性の調査、事業者を選定するための支援業務、土壌の調査に係る業務及び廃棄物エネルギー利活用施設の整備に係る基本構想の策定を委託により実施します。

(1)、施設整備基本計画策定業務につきましては1,860万6,000円を計上しております。事業の概要としましては、要求水準書等の作成の基礎となるごみ処理施設整備基本計画を策定する業務であり、令和5年度から令和6年度にかけて債務負担行為を定めているものです。

(2)、環境影響評価業務につきましては7,440万円を計上しております。事業の概要としましては、環境影響評価方法書の内容に基づきまして現地調査を実施するものです。資料2ページの3、債務負担行為に記載しておりますとおり、令和6年度から令和8年度にかけての事業費を限度額1億8,600万円と定めようとするものであり、主に令和6年度に現地調査、令和7年度に環境影響評価準備書の作成、令和8年度に評価書の作成を実施するものです。

(3)、PFI等事業導入可能性調査業務につきましては、694万円を計上しております。事業の概要としましては、施設の建設と運営に係る事業方式を検討及び評価するものです。

(4)、ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務につきましては489万9,000円を計上しております。事業の概要としましては、新ごみ処理施設を整備、運営する事業者を選定する業務や都市計画決定のための業務を行うものです。資料2ページの3、債務負担行為に記載しておりますとおり、令和6年度から令和8年度にかけての事業費を限度額4,899万円と定めようとするもので、主に令和6年度は、令和7年度から令和8年度にかけて開催する事業者選定支援に係る準備等を実施するものです。

(5)、土壌汚染調査業務につきましては3,098万7,000円を計上しております。事業の概要としましては、土壌汚染対策法に基づき、施設整備予定地において土壌を採取、分析し、基準値を超える汚染がないか調査するものです。

(6)、廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定業務につきましては、整備予定でありますごみ処理施設から排出されるエネルギーについて、有効な利



活用を図るため、諸条件の整理及び評価を経て、施設整備及び運営に関する基本的な事項を取りまとめるものです。

資料1ページ、(2)、歳出内訳にお戻り願います。第4款公債費につきましては、令和5年度に借り入れます地方債の利子償還及び一時借入金の利子償還に係る経費を74万8,000円計上しております。

第5款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

次に、議案1ページをお開き願います。第3条、地方債につきましては、土壌汚染調査業務の財源に充当する一般廃棄物処理事業債の限度額を2,060万円に定めようとするものです。

第4条、一時借入金につきましては、借入れの最高額を6,600万円と定め、年度末等における資金需要に備えようとするものです。

次に、議案16ページをお開き願います。こちらの表は、先ほど歳入で御説明いたしました負担金を、組合規約の定めるところにより構成8市町ごとの所要額を算出した表です。

なお、令和6年度は、盛岡広域環境組合規約第3条第1項第2号に掲げる事務の負担割合の対象経費として、歳出に廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定業務を予算計上しております。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 事業費の中で、環境影響評価業務委託費が計上されておりますけれども、業者選定の方法とか、6年度の業務の内容及びこれに関する債務負担行為について、各年度の業務内容、事業費算定根拠をお示しいただきたいと思っております。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 環境影響評価業務委託についてですけれども、まず業者選定方法についてです。令和6年度以降の環境影響評価業務については、環境影響評価方法書に基づく現況調査の実施のほか、岩手県が設置する岩手県環境影響評価技術審査会や地域住民への説明などが必要となり、高度な専門知識を有するとともに、豊かな経験や実績などを持つ専門コンサルタントの支援が必要となることから、受注者の選定に当たっては事業費のほか、事業者の体制や従事予定者の実務実績、事業の実施に当たって予想される様々な課題等に対する理解の程度や解決能力等を総合的に評価するプロポーザル方式を予定してございます。

6年度の業務内容についてですけれども、令和6年度の業務内容は、事業の対象事業区域及びその周辺の環境の現況を把握するため、1年間を通じて季節ごとに一定の期間を定め、必要な現地調査を実施するものであります。調査項目の概要ですけれども、大気質、騒音、振動、交通量、悪臭、水質、日照障害、電波障害、動物、植物の生態系及び景観等の調査を行うこととしてございます。

次に、債務負担行為ですけれども、業務内容ですけれども、6年度は先ほど説明しました。7年度は、6年度に引き続き現地調査を行い、調査結果を取りまとめ、環境影響への予測と評価を行い、環境保全対策の検討結果を示した環境影響評価準備書を作成し、公告、縦覧、準備書説明会、意見書の提出等の手続を実施する予定としております。

令和8年度は、環境影響評価準備書の内容について、県知事、市長意見及び住民意見に基づく修正等を行い、環境影響評価書を作成し、公告、縦覧等の手続を実施する予定としております。

事業費の算定根拠ですけれども、事業費は廃棄物関係の専門コンサルタントから見積徴取を行った上で算定したというものであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 環境影響評価にいよいよ入るということですが、以前に私この議会だったと思いますけれども、周辺住民の方々に対してやっぱり同意と合意、これが前提でなければならないという質問した際に、環境影響評価のときに住民説明会をやりますと、たしかそういう説明を受けていたと思いますが、い

つどういう形で住民説明をして、この地域における施設整備についての合意を図るのかということについて伺いたいと思いますし、環境影響評価をするに当たっては、やっぱり一定の施設規模だとか、公害防止の煙突の高さだとかというものも出ていますけれども、あるいはどういう動線で、どこにどう設置するかというようなことが前提になって、様々な影響が出てくるということになるとすれば、あの区域の中の建設場所というのは、もうはっきり決まっているということになると思いますが、この地権者の方々に対して同意、合意はいただいているのか、その状況はどうなのでしょう。それもなしに、やりますよと、環境評価ですよということにはならないと思いますけれども、地権者の方々に対する同意、合意、これはどのようになっているのでしょうか。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 環境影響評価の説明ですけれども、方法書の説明会につきましては、2月の20日と21日、そして23日におきまして、盛岡市と滝沢市において説明会を実施する予定としております。盛岡市で2回、滝沢市で2回ということで考えてございます。

地権者の合意というお話がありましたけれども、地権者につきましては用地測量を行っています、今年。その段階で、地権者さんとは境界確認の部分でお会いをしております。事業に対する合意、同意、協力するという話の前に、まずは事業についてお話を聞いていただけるといった状況にはなっていると思います。

以上であります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 前提となる住民合意というものを周辺、特に先ほど来議論ありますけれども、環境負荷も集中するわけですから、そこを曖昧にしないで取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、事業者選定アドバイザーという契約がありますけれども、これは衛生費のほうですか、アドバイザー業務委託がありますけれども、一般管理費の中にも施設整備事業等アドバイザーと、アドバイザーが2つあるのですけれども、この違いと、業者は同じなのか違うのか、これについてどのようなアドバイ

ザリーをお願いしているのか、先ほどちょっとありましたけれども、お願いします。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 一般管理費のほうの施設整備事業等アドバイザーですけれども、こちらについては環境衛生に関する専門的な知見に基づいて、組合の事業全般になりますけれども、組合が開催する会議ですとか、住民説明会等における質疑応答の対応、資料作成等の補助、そして施設整備に係る事例収集など、年間を通じて組合事業の全般に関する提言等をいただくものであります。こちらの業者につきましては、これまで継続してお願いしておりました日本環境衛生センターにお願いしようということ考えているものであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 時間がありますので、次の質問ですけれども、廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定業務ということで2,200万ほど計上されてございますけれども、この算定根拠を、構想策定に当たって、組合としてどういう仕様をもって策定委託するのか、それについてはどのようになっておりますでしょうか、伺います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 事業費の算定根拠ですけれども、こちらは想定する仕様に基づきまして、コンサルタント業者から見積りを徴取して算定したものととなります。

業務の仕様ですけれども、整備に当たっての基本構想の策定に関する業務、あと民間活力の導入の検討に当たっての調査業務、あとは会議等への出席、資料作成、大きく分けて3つという視点で現在想定しておるものであります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 庄子議員に申し上げます。議案の質疑に関しては、原則3回でございます。もう一回どうぞ。

5番庄子春治君。

◎5番(庄子春治君) すみませんでした。では、もう一回ということですので、廃棄物エネルギー利活用施設整備の仕様ですけれども、今るる御説明ありましたけれども、例えば発電装置の計画だとか、その売電の計画だとか、あるいは温熱施設だとか、その他の付随の施設だとか、何か具体的な想定とか、そういうものはもう示されているのでしょうか。例えば今のクリーンセンターですとゆびあすがあります。さらには、温熱を利用すればあれもできる、これもできるというような議論もかつてはありましたけれども、それらについて具体的な事業の中身というか、項目といいますか、そういうものは具体的に仕様としては固まっているのでしょうか、示されているのでしょうか。その内容についてお伺いして、終わります。

◎施設課長(藤原司君) 議長。

◎議長(村田芳三君) 藤原施設課長。

◎施設課長(藤原司君) お答えします。

具体的に示されているかどうかということについては、示されておらないわけでございます。熱なりをどのように取るかということになりますと、焼却施設のほうになりますけれども、焼却施設のほうの焼却によって熱が出ます。それで、発電に回りますと。発電の前で熱を取るか、発電の後で熱を取るかというのでも違ってきますし、それらを含めまして焼却処理のほうと連動する形では、基本構想の策定は進めていきたいと思っております。

そのほかには……すみません、内容的なところになりますけれども、先ほど現時点で決まっているものはないと言いましたけれども、地元との廃棄物エネルギー利活用対策等懇話会で出された意見等も踏まえながらということで、進めていくということで考えているものであります。

◎議長(村田芳三君) 以上をもって庄子春治君の議案質疑を終わります。

次に、12番山崎留美子さん。

◎12番(山崎留美子君) まず、この予算については初めての質問になりますので、御容赦くださいませ。各市町の負担金なのですが、事業が進むにつれてだんだん増えていくと思います。今年の、令和6年度の予算は、昨年度に比べると1億590万ほど増えます。この項目というか、細目まではお示し難しいと思うのです

が、負担金がアップになった背景をお知らせください。

◎総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池総務課長。

◎総務課長（菊池与志和君） 令和6年度の負担金増の背景と今後の推移というふうなことだと思います。まず、負担金でございますけれども、構成市町の負担金は、当該年度の事業費から国庫補助金、組合債等を差し引いて、それを市町ごとに算定するということでもあります。令和5年度につきましては、総務費、衛生費において、予算に計上している事業費に契約差金及び人件費負担金の決算見込みに基づいて、歳出予算の減額が生じることから、負担金の減額になったものがあります。令和6年度は、衛生費において環境影響評価業務やPFI等導入可能性調査業務、土壌汚染調査などにより、施設整備に係る委託料の予算額を、委託料の中でということではございますけれども、令和5年度の補正2号の予算額と比較すると7,840万2,000円の増となり、それに伴って負担金の増となっているというものでございます。

今後の推移の部分としましては、令和7年度から8年度については、令和6年度予算案の債務負担行為に定める環境影響評価業務及び事業者選定アドバイザー業務を予定しているほか、補償調査業務等を見込んでいるというところでございます。

以上です。

◎12番（山崎留美子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 12番山崎留美子さん。

◎12番（山崎留美子君） 先ほど一般質問聞いていましたが、負担についてやはり懸念の声が上がっておりました。負担についてちょっとお聞きしたいのですが、もし間違っていたら訂正、指示していただきたいと思います。最終処分場とか中間とか、そういうのが全然予算に入っていないと思うのです。これは事業の進捗に合わせて比例していくと思いますが、先ほどの質問、質疑を聞いていますと、1点だけ確認させていただきたいのです。八幡平市の高橋議員の中で、中継運搬費用、市民の直接持込みについての質問についてのお答えが8市町で分担ということを書き留めたのです。これ私の聞き間違いであれば申し訳ないのですが、解体費用については調整して分担とお聞きします。ただ、中継運搬費用として、

これは含まれるのかどうか。といいますのは、協定には中継運搬費用は、それは除かれると書いていますので、そこを確認させてください。そうしますと、負担金のまた増減があると思うので、ここをお聞きしたかったのが、ちょっと聞き漏らした部分と何かダブってしまいますが、よろしく願いいたします。

◎総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池総務課長。

◎総務課長（菊池与志和君） では、まず中継運搬の部分でありますけれども、中継運搬の部分につきましては、組合の事業というようなことになっておりますので、それは負担割合をして各市町の負担金に計上するというふうなことであります。あとは、解体する部分について、先ほどどういう割合がいいのか検討するというふうなことで申し上げたかと思っておりますけれども、それについてはまさにどういうふうな形がいいのかというふうなこともあると思っております。例えば八幡平市の解体費を言うのだとすれば、それは盛岡市クリーンセンターの部分も8市町で負担していただくということになるのかどうなのかということも含めての検討のかなというところでございます。

以上でございます。

◎12番（山崎留美子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 12番山崎留美子さん。

◎12番（山崎留美子君） そうしますと、私の理解が悪かったのかということになりますが、そうしますと負担金の額は、事務の実施主体のエ、関係市町間の家庭ごみのところですが、収集及び運搬、括弧書きで中継運搬を除くと書いているのです。ここで、ちょっと私の理解がないのかと思うのですが、中継運搬を除くということは、先ほどの八幡平市の高橋議員が聞いたことについての答えとちょっと違うのかなと思いました。とにかく費用が増大するということは、負担金のアップにつながりますが、そこをもう一度確かめさせていただきたいということと、3回までしかありませんので、もう一つは、これはお願いになると思うのですが、各市町の負担金の増減がどうなっているかというのをなるべくシミュレーションされているものがあれば、後で結構ですので、お示ししていただければと思います。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 暫時休憩します。

午後 5 時24分休憩

---

午後 5 時25分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

◎総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池総務課長。

◎総務課長（菊池与志和君） まず、先ほど協定書に係る部分での御質問がありました、エということで、関係市町間の家庭のごみの収集運搬に要する費用の負担調整に関することについて、中継運搬を除くというふうなところでお話がありました。これは、費用の負担調整の中で、中継運搬というのは組合の業務なので、その分の費用は除きますよと。市町が行う、いわゆる集積所から焼却処理場まで運ぶ、その分の収集運搬に係る費用の負担調整に関することというのは、このエに書いてある内容でございます。その上で、先ほどのどのような試算をしているのかというふうなところでございますけれども、その部分についてはちょっと今日資料をお持ちしておりませんので、後ほど報告するというふうな形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

◎議長（村田芳三君） 12番山崎留美子さん、そのようにさせていただきますが、よろしいですか。

◎12番（山崎留美子君） はい。了解いたしました。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） 先ほど庄子議員が質問していました熱利用施設なのですが、2,250万の予算でやるわけで、全く構想がないということではないと思います。先日の第3回の施設整備検討委員会の中では、この敷地の主な見取図も出されております。具体的にどういう施設、当然利用するための駐車場とかも必要でしょうし、そういう構想があつてこういう委託をするものだと思うのですが、もう少し具体的な中身を伺います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。



◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 先ほど申し上げたのは、すみません、具体的なものというほどではないということで申し上げたつもりでございました。失礼しました。施設の基本方針というか、求める将来像という部分では、地元との懇話会の中では、基本方針とすれば触れ合いとにぎわいのある地域づくりですとか、災害に強いまちづくりですとか、良好な環境づくりという3つの基本方針が示されております。そうした中で、将来像として健康づくり、リフレッシュの場とか、災害発生時における地域の防災拠点ですとか、環境に配慮した施設整備ですとか環境学習の場ということで、将来像が示されております。これらの考慮をしながら進めていくものだというふうに認識しております。

以上です。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） ですから、それはそういうものもあるから、構想を委託してつくるわけですから、こういう施設を造りたいということを提案して委託するわけでしょう。そのこういうものというのをちょっと教えていただきたいと思えます。具体的な施設。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 基本構想では、施設整備の目的ですとか、求められる機能、施設計画の条件等を整理しまして、環境負荷の低減ですとか、経済性ですとか、地域振興など多角的な視点での比較、評価をしまして、施設の整備及び運営に関する基本的な事項を取りまとめるということなので、その検討の中で基本構想をまとめていくという考えでおります。

以上です。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） これまで地元の方々の懇話会を開催しまして、地元の方々が入って、今後地元の熱利用とか、エネルギーの関連施設というのはどのようなものが見込まれるかといったこととか、あとはそれを使ってまちづくりを

どういうふうにしていくかというふうな話を令和3年、4年と2か年にわたって続けてきたわけですが、その中で今課長から説明したような方針といったものが幾つか出てきております。今度の委託業務では、それをより具体化していこうということを考えております。実際には、廃棄物処理施設から得られるエネルギーというのは、どれぐらいエネルギーが取れるかというのは、焼却処理量から見れば大体分かるわけですから、そこから取れるエネルギーがどれぐらいで、その取れるエネルギーを活用して、具体的にどんなことをやっていけばいいか、やっていこうかというところをより具体的に決めていきたいというふうに思っておりますので、そこら辺りを業者に委託して、エネルギーを取るに当たっても、先ほども言いましたけれども、廃棄物処理エネルギーをどの段階で、焼却処理の前の段階で取るのか、後のところで取るのかでエネルギー量が違うというのがありますので、そういった専門的な知見も絡めて、より具体的にこんな施設を造っていきたいというところを計画していきたいというところで、業務として委託をしていきたいと考えているところであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） 何か隠しているような気がするのです。どうして具体的なものが出てこないのでしょうか。2,200万の委託料です。こういうものを考えてほしい、こういう施設を考えてほしい、当然それは発注者側はするものでしょう。そうしたら、こういう施設を考えているというのがあるはずなのです。それがなくて、何を委託するのかよく分からないのですが、もう一度どういう施設なのか、構想が見えるようにお話をお願いします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ちょっとどんなふうに説明をすれば御理解いただけるのかというのを考えていますが、例えば野球場でもいいですし、サッカー場でもいいです。それを造るということだけは決まっているのだけれども、どんなふうな野球場にするのかとか、どんなふうなサッカー場を造るのかというのはまだ決まっていない。それを検討していくのを委託事業としてやるというふうなことも、一つやり方かなと思います。いずれ我々のところで、これまで地元の人たち

とも話をした中では、具体的な施設までは今出ておらないのです。ですから、それを本当に具体的に何ができるのか、取れるエネルギー量からはどの程度のものが、何が造れるのかというのも、業者の専門的な知識を借りて検討していきたいというふうに思っているところです。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） ちょっと間違っているかもしれないのですが、用地測量で地元の人にお会いをしていると、合意、同意の前に話を聞いてもらっているという説明だったのですが、今回の事業に地権者の同意というのはまだ得られていないのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 同意という部分がどの時点でどうだということもあると思うのですが、例えば用地を運用という部分での同意なのか、事業に協力していくよという同意なのか、いろいろな同意も、すみません、段階があるかと思うのですが、現段階では同意という、話を聞いていただけるイコール事業については理解をしたというふうに一応捉えておるところであります。

以上です。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子さん。

◎20番（小川文子君） そういうことになりますと、捉え方の差異が生じるのではないかと。進めるほうとそれを受けるほうで、本当に一致した段取りになっているのかどうか。こちらは聞いてもらっているということは同意ということだよなみたいと思うし、あつちは聞いてもらっているだけで同意したわけではない、いろんな見解の違いが今後生じるのではないかとと思いますが、その点についてお伺いいたします。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 地権者さん、何人がどうのということはちょっと申し上げにくいことではありますけれども、おおむねの人からは反対ということは聞

いていないということであります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） ほかに議案質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） これをもって議案質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 議案第2号に対する反対の討論を行います。

令和6年度一般会計予算では、新施設整備に当たっての各事業が計上されていますが、今進められている施設整備計画は立ち止まって、根本から検討し直すべきであり、その立場から本予算に反対します。

焼却処理中心のごみ処理広域化基本構想をベースにした広域化施設整備は、その後の時代の要請に応えるべく、根本から見直すべきであります。もともと広域化の根拠は、ダイオキシン対策でしたが、既にその問題も解決した中で、1か所集約が効率的で、財政負担も一番少ないということが広域化の根拠でありました。しかし、今日ごみ処理については、脱炭素化、資源循環の一層の推進が求められ、新しくプラスチック資源循環促進法への対応や2050年カーボンニュートラルへの対応が急務になっております。そうした中で、焼却中心からごみ減量、資源化を文字どおり前面にしたごみ処理体制への転換が求められているのであります。広域化による効率的なごみ処理をうたうというのであるならば、広域全体での徹底したごみ減量、資源化を前面に出して、ごみ処理全体を統一して行うべきではないでしょうか。

ところが、組合の一般廃棄物処理基本計画案を見れば、ごみ処理量の推計はあるものの、それは各自治体の今の目標を集めたもの、基本的にその目標を集めたものであって、そこにはごみ減量の目標はありません。盛岡市では可燃ごみの中の25%が資源であり、生ごみは全体の半数近く、四十数%という状況であれば、分別、資源化によってごみ減量、資源化の余地は極めて大きいのであります。ごみ処理量の推計で、令和4年度比でマイナス9.2%としていますが、消極的であり、事業系についてはさらに大きな余地を残したものであります。

今求められているのは、各自治体間で大きな差異のある分別、資源化を広域全体で徹底的に議論して、統一した取組にすべきではないでしょうか。ごみ処理は、分別収集、中間処理から最終処分まで、一貫とした取組が必要であります。施設規模は、その減量、資源化の徹底を前提にすべきであり、根本から検討基準を見直すべきであります。

リサイクル率70から80%を達成している全国のごみゼロを目指す自治体の特徴は、大型ごみ焼却施設の建設や維持費に要する多額のお金をかけないために、燃やすごみをゼロにする、徹底的な減量、資源化を住民とともにやっていることであります。経済効率を言うのであれば、分別、減量、資源化による徹底的な規模縮小こそ最大の経済効果となるのではないのでしょうか。昨今の物価高騰、資材高騰等の状況から、事業費もこれまでの試算を大きく超えることが予想される中、組合の計画はその視点が不十分と言わざるを得ません。見直しが必要であります。

ごみ処理広域化は、以上のことに加え、東西南北それぞれ70キロメートル以上、奈良県に匹敵する広大な区域からのごみの収集運搬をすることによる環境負荷、焼却量に応じてばいじん、その他の有害物質の総量が増えることによる周辺地域への環境負荷がより大きくなること、災害時のリスク分散という点からも、広域化は一度立ち止まって、見直しを求めるものであります。

以上。

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

午後5時42分 閉 会

**署 名**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会議長            村 田 芳 三

盛岡広域環境組合議会議員            関        治 人

盛岡広域環境組合議会議員            高 橋 悦 郎